

平成16年厚岸町議会第3回定例会

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

| | | |
|---------|------------|---------------------|
| 招 集 期 日 | 平成16年9月24日 | |
| 招 集 場 所 | 厚 岸 町 議 場 | |
| 開 閉 日 時 | 開 会 | 平成16年9月24日 午後 3時13分 |
| | 閉 会 | 平成16年9月24日 午後10時14分 |

1. 出席委員並びに欠席委員

| 議 席 番 号 | 氏 名 | 出席○ 欠席× | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出席○ 欠席× |
|------------------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|
| 1 | 室 崎 正 之 | ○ | 11 | 岩 谷 仁 悦 郎 | ○ |
| 2 | 安 達 由 圃 | ○ | 12 | 谷 口 弘 | ○ |
| 3 | 南 谷 健 | ○ | 13 | 菊 池 賛 | ○ |
| 4 | 小 澤 準 | ○ | 14 | 田 宮 勤 司 | ○ |
| 5 | 中 川 孝 之 | ○ | 15 | 佐 齋 周 二 | × |
| 6 | 佐 藤 淳 一 | ○ | 16 | 竹 田 敏 夫 | ○ |
| 7 | 中 屋 敦 | ○ | | | |
| 8 | 音 喜 多 政 東 | ○ | | | |
| 9 | 松 岡 安 次 | ○ | | | |
| 10 | 池 田 實 | ○ | | | |
| 以上の結果 出席委員 15名 欠席委員 1名 | | | | | |

1. 議場に出席した事務局職員

| | | |
|---------|---------|--|
| 事 務 局 長 | 議 事 係 長 | |
| 小 倉 利 一 | 高 橋 政 一 | |

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------------|-------|-------------------|---------|
| 町長 | 若狭靖 | デイサービス センター施設長 | 藤田稔(兼務) |
| 助役 | 大沼隆 | | |
| 収入役 | 黒田庄司 | 水道課長 | 松澤武夫 |
| 総務課長 | 田辺正保 | 農政課長補佐 | 竜川正憲 |
| 行財政課長 | 斉藤健一 | カキセンター 所長 | 土肥正彦 |
| まちづくり 推進課長 | 福田美樹夫 | | |
| 教育長 | | 教育長 | 富澤泰 |
| 税務課長 | 大野榮司 | 教委管理課長 | 柿崎修一 |
| 町民課長 | 久保一将 | 教委生涯 学習課長 | 松浦正之 |
| 保健福祉課長 | 豊原隆弘 | | |
| 環境政策課長 | 佐藤悟 | 教委体育 振興課長 | 大野繁嗣 |
| 農政課長 | 西野清 | | |
| 水産課長 | 大崎広也 | 教委指導室長 | 大場和典 |
| 商工観光課長 | 高根行晴 | 農委事務局長 | 藤田稔 |
| 建設課長 | 北村誠 | 監査事務局長 | 阿野幸男 |
| 特別養護老人 ホーム施設長 | 藤田稔 | 増養殖係長 | 武山悟 |
| | | | |

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(16.9.24)

| 日 程 | 議 案 番 号 | 件 名 |
|-----|---------|------------------------|
| | | (平成16年度各会計補正予算審査特別委員会) |

議 長 | ただいまより各会計補正予算審査特別委員会を開会します。
開会時刻 15時13分

議 長 | 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。
4 番。

4 番 | 議長の指名により決していただきたいと思います。

議 長 | ただいま議長指名の声がありますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

それでは議長において、委員長に谷口委員、副委員長には中屋委員を指名したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、委員長には谷口委員、副委員長には中屋委員が互選されました。

委員会を休憩いたします。 休憩時刻 15時14分

委 員 長 | ただいまより平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。
再開時刻 15時45分

委 員 長 | 初めに、議案第64号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、6ページ、事項別明細書をお開き願います。

8ページ、歳入、補正予算説明書から始めます。進め方は、款、項、目により進めてまいります。

13款2項負担金、3目農林水産業費負担金、ございませんか。

(な し)

委 員 長 | 14款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、4目農林水産業使用料、7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、4目農林水産業手数料。

3項証紙収入、1目証紙収入、ございませんか。

(な し)

委員長 15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金。
14番、田宮委員。

14番 町営住宅のストック総合改善事業でありますけれども、公営住宅法が変わってこういう言葉が出てきたんですね。町としていわゆる公営住宅の空き家等々あるんですが、何らかの総合事業をやられるお考えがあるんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 全体的な将来的な町営住宅のあり方、管理戸数も含めて、全体の中では約20年先を見通した中で今計画を立てております。その中において、当然老朽化している空き家を後、どのように新しく建てかえをしていくかという形も年次張りつけ等の中で一応考えていくという形の中では、将来的には、今管理戸数 400戸考えている部分を将来的には 360戸程度でという形の中で、今の段階は当面は梅香町、奔渡町の既設の住宅の改修関係を下水道にまずつなぐ関係をやって、その後、宮園団地の計画に戻って、さらにその後には一応今の段階でいくと、奔渡の公住の老朽化対策を改善していこうというような考え方、そしてさらにまた今度、宮園の簡易平屋建てのところの古いやつの耐用年限が来ますので、それらの解消という形になってくるというふうな考え方でいます。

委員長 14番。

14番 そうしますと、これから町内の団地団地にある公営住宅について総合的に改修なり改築なりやっていく、そういう事業計画をお立てになると、それはいつごろまでにできるんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 今素案をつくった段階で、今北海道と協議している段階でございますので、基本的には、もうそれほど遅くない時期に一応の考え方というのはお示しできるという形で考えております。

委員長 14番。

14番 いつごろになるんですか、具体的には。

委員長 建設課長。

建設課長 今の段階で進む大体方向ままとまっていますので、あと10月——来月ぐらいには方向がもう既に道の方から、一応この方向でという形が出てこようかと思えます。

委員長 14番。

14番 前に住宅プランだかって何かつくられましたよね、つくられましたね。

委員長 建設課長。

建設課長 住宅マスタープランという形の中で策定して、今後の町の住宅のあり方という形の考え方を示されて、その中でもさらにはこのストック総合活用計画という形の計画を位置づけしていかなければならないという形の中で、その議論も町民の方々含めてやってきました。

ただ、少なくともそれらの事業というのは、最終的に北海道との協議が必要なものですから、その辺が今整いつつというか、もうほとんど整ってきている状況なので、一応10月にはお示しできるかなという形で考えております。

委員長 14番。

14番 プランとか計画とかってたくさんつくるんだけど、具体的には何にもやらないということじゃ困ると思うんですよね、その辺はどうですか。

委員長 建設課長。

建設課長 先ほど質問者言われたとおり、今後の公営住宅の整備のあり方そのものも改修や何かも含めて、このストック活用計画の中で位置づけしなければならないという形の中では、当然その計画に基づいてできる限り尊重しながら進めていきたいという考え方でございます。

14番 じゃ、いいです。

委員長 他にございませんか。

9番 9番、松岡委員。

9番 防衛施設周辺整備事業なんですけど、当初予算にもかなりな数が補助を得ると確定している事業ですが、この時点で8条、9条予算、大体総額でいいですから、どのくらい使われるんですか。

委員長 行財政課長。

行財政課長 今回 2,850万円の増ということで、当初予算では2億 4,012万 7,000円でありまして、今回の補正で2億 6,862万 7,000円になるということでありまして。1次の調整交付金については 5,780万円と決まっております。SACO分も中期ということで、当初大規模ということで考えまして1億 5,700万円程度を当初予算含めて考えておりましたけれども、中規模で1億 2,400万円を決定いたしました。

そうしますと、あと2次交付をまつことになるわけでございますけれども、状態としてはあと8,682万7,000円程度、予算規模からすると2次の期待をしなければいけないという状況になっているということが、この防衛施設調整交付金の調整交付金とSACO分の状況であります。

委員長

9番。

9番

そうすると、総体的に全部であと8,000何百万円も予定していない。どのくらいになるの、8条、9条合わせて。だから、トライベツ道路も入るわけですね。8条、9条、それからSACO概算も含めて。

委員長

行財政課長。

行財政課長

今の民生安定関係とSACO関係で2億6,862万7,000円を2次も含めて期待をしているということでありまして、民生安定分については当初予算どおりの数字であるというふうに思いますけれども、ちょっと今、当初予算の分は1億7,784万9,000円に相なると。これを足した数字が8条、9条分というふうに、これ当初予算ベースですけれども、まだ今のところこの数字については精算含めて変わってまいりますけれども、民生安定といたしましては1億7,784万9,000円、それと調整交付金、SACO関係については2億6,862万7,000円、これは2次の交付をまたなければなりませんけれども、合わせまして4億4,647万6,000円を予定している状況であります。

委員長

9番。

9番

そうすると、大体これが本年度の最終的な補助金というふうに見てもいいわけですね。また、これに携わるんですか。

委員長

行財政課長。

行財政課長

いわゆるSACO分が、実は1億5,700万円が1億2,400万円になったということで、ここの分が3,000万円程度下がっております。ですから、2次分に期待をしている8,600万円というのが、実は従来であると、これが約7,000万円程度の状況であったと。ただ、過去において大規模から中規模、もしくは小規模に下がったときに、2次の交付の中で交付をいただいたという経過があります。ですから、この2次交付の獲得に向けて、これから努力をしていかなければならない状況にあると。

従前であれば、これは7,000万円程度しか実は2次交付になっておりません。今言った数字が8,682万7,000円ですから、約2,000万円程度多いわけであります。

いわゆるSACOが減った分、2次に期待しているわけでございますけれども、いづれにいたしましても、これを予算獲得に向けて努力をしなければいけない。

最終的に、備品も含めてこの調整交付金の中では見ておりますので、執行残も出てまいる。また道路新設改良、河川総務費の中でも、交付金事業を見ているところでございますので、ここらの最終的に、これらの獲得ができなければ調整をしなければならない状況にも相なるということでありまして、今後の2次交付の獲得に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

委員長

9番。

9番

管内の他町村からも、この自衛隊のいわゆる交付金ですか、これについては非常に羨望の的になっているわけですよ。厚岸町だけがもらえるんだという羨望の的になっているわけです。我々も自衛隊が云々ということは第2にして、この財源はもう十分やはりあれして、獲得するように努力していただきたいと思うんです。

これは、大きないわゆる自主財源でないにしても、大きな資金力になっていると思いますので、どんな理屈でも何でもつけてもいいですから、やはり獲得するために頑張っていたいただきたいと思うんですよ。

前に一回こういうことがあったんですよ。トライベツ若松地区の急傾斜のいわゆる沢が非常に地崩れを始めて、そのとき当時の町長が防衛庁に行って、演習場にあの土地を取られたばかりに、あそこの開拓者は農地がどうしても狭くなったと、そういうようなことで、沢の端まで基地まで開拓したからこういう結果になったんだと、これはぜひあの地崩れは、あんた方の力で直してほしいということを言った。防衛庁は至って簡単によろしいですよ。

だけれども、あれは9条予算ですか、7割5分の補助なんですよ。100億円もかかるうちの75%の補助をとってやなくて、その後町の努力によって、道が地崩れ対策、恐らく100何カ所かあったと思うんですが、これは今完全に完成しているわけですね、そういうこともあるんですね。

言葉は悪いですけども、言え言え言え言え何とか効果が上がってくると、何とかしてくれるんだというふうに私どもは感じるわけですが、この獲得には全力を挙げてください。この財政の苦しいときにこんないいことはないわけですから、そういうことをお願いしたいと思います。

委員長

町長。

町 長

私からお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、今日、国からの地方交付税並びに補助金が大幅に削減をされております。その中であって防衛予算、今日の厚岸町の財政を憂いていると言っても過言でないわけであります。地域振興のために、厚岸町発展のために、なお一層働きをかけながら、今ご指摘がございましたとおり、予算が減らないようにさらに頑張ったいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

委 員 長

4 番、小澤委員。

4 番

ただいまの6節でちょっとお尋ねするわけですが、この説明の中に公園管理、こうなっていますよね。そして、先ほどの説明で松葉町という説明があったわけでありますけれども、その場所、松葉町のその場所とその規模、その内容について、ひとつ具体的にご説明いただきたい。

委 員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

お答えを申し上げます。

あらかじめ議案第64号説明資料といたしまして、松葉町憩いの広場整備事業の平面図を配付しておりますので、これを見ていただきながら説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、位置についてでありますけれども、本町松葉町のほぼ商店街の中心部ということになりまして、具体的には右下の方に土地の表示をしておりますけれども、3丁目23、24、25、それから3丁目30番1と、合わせて719.42平方メートルの土地に多目的の広場を整備しようとするものでございます。

簡単にその表示について申し上げますが、まず底地につきましては、ここの図面の中に書いてありますけれども、舗装コンクリートといいますか、通常のアスファルト舗装ではなくて土系の舗装で済ませるということにしておりますし、端の方の斜線部分につきましてはゴムチップ舗装という、こういうことでここは主にお年寄りの方もよく歩かれる場所ということになりますので、滑りにくい材質の歩きやすい材質を使っているという内容でございます。

さらには、土地の境界につきましては、特に高いフェンスでありますとか、塀でありますとか、そういったものは設けませんで、通常の縁石で土地の境界を明らかにするというようにしております。

さらに、多目的広場の左上の方に掲示板というふうに表示がされた箇所があり、

植樹升のようなものになっておりますが、掲示板を配置する升、それからその下へ下がってまいりまして、左下の方から右下の方へ花壇、かなり大きな面積をとっておりますが、こういった場所を設け、さらに右下の端の方には引き込みの電柱などを入れる、あるいは分電盤などを配置する、そういったものがありますが、ここのそれぞれの囲いの内側、ここが少し幅が広がっております、これが花壇であると同時に花壇の端はベンチに兼用できる、いわゆる座れるという対応にしているものでございます。

それから、あと照明灯につきましては、右側の上下それぞれ街灯2灯と、それから催し物によって明かりの角度が変えられるサーチライトというのを左下の方を基本に、ここから角度を変えて照明ができるライトをつけるという形、さらには左下の隅には、この小学生のまちづくりワークショップの中で出された時間のわかるものということで時計塔を配置するということになっております。

さらに、今度は右の真ん中あたりに手押しポンプなどという表示がありますが、これは町有地——町道の敷地内に、現在町の方々が共同で利用していた井戸がありました。この井戸は現在も健在でありまして、こういったものを利用する了解が得られましたので、その井戸から水を引いて手押しポンプで雑用水を確保すると、こういった対応にして、昔の文化も少しここに取り入れるというようなことで考えたところであります。

あとは、各行事が、例えばテント市など想定しておりますので、吸水性汚水升等を適宜に配置をしていると、こういう内容でございます。

以上です。

委員長

4番。

4番

これでやはり地域を整備をし、いわゆる多目的広場というんですか、憩いの場というんですか、そういうことで整備をする。すばらしいものができるのかなと、こう期待するわけでありましてけれども、主にここを使用するときの使用方法、どのような方法で使用していくのかなと、多目的広場ですから、いろいろ使い道はあると思いますけれども、主にどのようなのを想定しておられますか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

利活用の方法については、最初にその議論があったわけでありまして、ここはできるだけ、地元の方々の表現をかりますと何でも使える広場にしてほしいというこ

とで、現在、湖北地区の商店街の皆さんを中心とする団体でテント市というのを毎月1回開催をしております。こういったものをもう少し充実をさせるような、そういった内容にしてほしいという要望がありましたので、その点については十分取り入れたつもりであります。

さらに、松葉町で今、盆踊りというイベントもやっておりますが、こういったものも最低限できる内容にしていきたいという要望もありましたので、その辺についても考慮いたしておりますし、さらには、商店街の活性化のためにもう少しきめ細かなイベントでありますとか、催し物をここでやりたいという希望もありますので、そういったことに対応するということが住民の方々からの要望でありました。

我々役場の側としても、ここを意識的に活用した取り組みができないかということで、今各課と協議をしているところでありますけれども、例えばここを利用して環境教育といいますか、花壇の手入れを通した景観、美化運動への参加とか、そういったことも提起をしているところであります。いずれにしても、ここの多目的広場は、地元の方々の実質的な運営によって利活用するのが、最も好ましいのではないかというふうに考えておまして、その管理運営についての協議についても、今後地元の方々と意見交換をしながら詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

4 番
委員長

はい、わかりました。

よろしいですか。

他にございませんか。

7番、中屋委員。

7 番

同じく松葉町の憩いの広場の整備事業に対してお伺いしますが、今、課長の説明では、イベント、地域の人方の意向がありましてテント販売だとか、そのほか盆踊りだとか、そういうイベントに利用していただきたいと。

だけれども、この図面の題目では、松葉町憩いの広場整備事業となっているんです。憩いの場所ということは、くつろげるところではないんですか。それにしても、ベンチは1つしかないんですよ。あと車どめの何かコンクリートの丸いのだと思うんですけども、それで憩いの広場と言えるんですか。

それを兼ねてイベントをするというんだったら、これトイレもないんですよ。人が集まるところにトイレないと、それはイベントをやるたびに仮設のトイレをつ

委員長

まちづくり
推進課長

けなさいというのかなと思うんですが、そうしたら、広場で休んでいる人方の常時、その仮設のトイレそこに置いておくんですか、そこいらちょっとお願いします。

まちづくり推進課長。

お答えを申します。

憩いの広場の位置づけであります。これは今大がかりに利用することを想定してイベントというふうに申し上げました。しかし、ここの広場の設置目的は、まさに憩いということも目的になっておりまして、したいがいて、通常の利用の形態としては、ここでゆっくり休めるということが一つあります。あるいは、そこに集まってきて話ができるという目的を持たせようというふうに考えておりまして、そこに花壇などの配置というのは、その趣旨があるわけでありまして。

あとこの公園の隣接地には空き店舗もございまして、その空き店舗とのいわゆる連携をした使用ということも議論の中では考えてまいりました。しかしながら、この空き店舗活用につきましては、その運営のリスクをだれが背負うのかというふうなこと、こういったことが解決できませんで、現状においては、空き店舗の活用ということは具体的なめど立っておりませんけれども、計画としては隣接地の空き店舗との連携ということも考えながら、憩いの広場の空間をつくり出したいというふうに考えているところでございます。

ベンチについてですが、これは固定型のベンチ1基しかございせんが、この花壇の内側といいますか、道路と反対側、これにつきましてはコンクリートになると思いますが、幅30センチほどで腰かけられるという対応のベンチという形のをここに配置をするということにしておりまして、かなり幅が広い線であらわしておりますけれども、ここは人が座れるスペースということになっておりまして、かなりの人が座れるというふうに考えております。

それから、トイレの問題でありますけれども、当然トイレが必要だということは承知をしております。何とかここにトイレを設置できないかという検討をいたしました。ところが、ここにトイレという建物を置きますと、ほかに使える土地の面積が非常に狭くなっているという障害があるということで、トイレは別に考えるという形にいたしました。トイレと駐車場、これについてはお示ししております厚岸湖南地区まちづくり事業計画の中でも、トイレと駐車場を整備することになっております。これは、できるだけ近くの別なところで考えたいというふうに、今のところ

考えております。

委員 長

7 番。

7 番

別なところに考えている。この公園の近くにそういうのあるんですか。

それとこれはさっき課長も言っていましたけれども、町民と使う人方と検討しながら、維持管理をどうするかということは今、これから検討したいということなんです、その話はどの程度進んでいるんですか。

委員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

このことにつきましては、去年の段階から今年の4月までの間に、全町的な方々の集まりであるまちおこし団体といいますか、そういった方々との議論、あるいは松葉町まちづくり推進協議会との議論の中、最近では、まちづくり推進協議会が名前を変えて湖南地区というふうになったようですが、こういった方々の議論の中では、いわゆる地元の方々が管理運営すると、ということを考えられないだろうかという提案は、こちらからいたしました。

その後、詰めて話はしておりませんが、最近公の施設の管理に関する法律も変わってきて、指定管理者制度といったようなことも出てまいりまして、できるだけ多様化する住民ニーズにこたえられるような、そうした公の施設の管理運営ということが求められておりますので、こういった法律の趣旨にもかんがみまして、今後そういった地元の方々とどういった管理運営の形態が考えられるかについて、これから詰めていくという段階でございます。

委員 長

7 番。

7 番

それは全然素案みたいなものはないということですね、行政の方では。これから詰めていくということですか。こういうものを管理する、こういうものはそっちの方でやってもらいたいという、そういうものはないんですか。これから詰めていくんですか。

委員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

お答え申し上げます。

今日までの話し合いの中では、例えば電気代が幾らかかるか、あるいは水道料は幾らかかるかといったようなことについては、設計がまだできておりませんでしたから示すことができませんでした、具体的に。

したがいまして、一般論として電気代や水道料、さらには清掃、それから花壇の

手入れ、こういったものが地元の方々でできないだろうかという問題提起は早くからしております。ただ、具体的にどうするかについては、これからでございます。

7 番
委員長
いいです。
いいですか。
16番、竹田委員。

16 番
この公園管理をつくろうと思ったその案を出した時期、それから公園をつくりたいと思ったのはいつ、そしてだれが、この防衛庁の交付金を受けるに当たって要望したのか、要望したとすれば、いつごろ要望したのか、決定までの時間、それから年間の管理費をどのくらい見ていたのか、またその 2,850万円の公園の見積もりの概算でよろしいので、見積もりの内容、それからこの公園内の 719平米の中にイベントをやろうとしたらどのくらいの収容人数を考えておられるのか、年間の利用度、そしてこの公園をつくった後の経済的な効果をどのようなふう考えているのか、時間もありませんので、端的に順番をもってお答え願いたいと思います。

委員長
まちづくり推進課長。
まちづくり推進課長
まず、この多目的広場をつくろうという意思決定でありますけれども、まず一つは、平成15年1月にできました中心市街地活性化基本計画、この中に憩いの広場、多目的広場という位置づけがまずございます。これを受けまして平成15年度4月からかかってきたわけでありますけれども、湖南地区まちづくり事業計画、こういったものを作成して、これも議会にお示ししておりますが、議会事務局の方にもお渡ししておりますが、この中で具体化、どういう趣旨でどういう規模のという、規模までいっていませんが、どういう趣旨の多目的広場をつくろうかという意思決定を16年3月の段階で決定をして、今日まで準備を進めてきたということでございます。

それから、防衛庁の調整交付金の活用に関係でありますけれども、これにつきましては用地の取得関係がまずあります。それと設計がございました。ですから、3月にまとまって今年度に入ってから設計の準備、あるいは用地の取得交渉と、こういうことになりましたので、当初予算で予算化することはできませんでした。その後、設計あるいは用地交渉の準備、こういったものを進めまして、一定のめどが立ちましたので、今回防衛庁交付金の、この予算が通れば申請をするという形で今、準備を進めているところでございます。

決定までの時間は、事前の話し合いも札幌防衛施設局ともしておりますので、そ

う長い時間はかからないと思われまして、できれば10月には入札を行って工事の発注を行いたいというふうに、今のところ考えております。

それから、年間の管理費でありますけれども、先ほど申しあげましたように、まだ設計がまとまっておりませんでしたので、今の段階で電気代が幾ら、水道代が幾ら、清掃代が幾らという試算はまだできておりません。

それから、工事費の主な見積額でありますけれども、給排水工事を含む土木関係で950万円、電気関係で約500万円、1,450万円程度工事費として考えております。3,000万円のうちの1,450万円程度、その残りは土地代ということでございます。

委員 長

16番。

16番

防衛庁に事前に申し出をしているということなんですけれども、その時期はいつ防衛庁の方にお伺いをしたのか、それから、土木の方の950万円の概算の内訳をお聞きしたいと思います。それから、電気代の500万円の概算の内訳、それから、土地の価格については、次の歳出の方についてもまたお伺いしたいと思いますので、土地代の部分を除いた部分で答えしてほしいと思います。

それから、僕が聞きたいのは、防衛庁にお伺いを立てて、事実10月に予算が通れば工事を発注したいというようなことでしたので、発案から実行までの時期というのは非常に早い。この不況の中、確かに2,850万円の交付金はありますけれども、実費も出てくる。そして、公園の管理料、年間もかかってくる中で、一番大事な年間の管理料の計算もせずに、この財政の緩くない中で、スピード的にこの公園をつくろうと思ったその意図的な考え方というんですか、根本的な、これもあわせてちょっとお聞きしたいと思います。

委員 長

暫時休憩します。

休憩時刻 16時22分

委員 長

再開いたします。

再開時刻 16時34分

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

お答えを申し上げます。

まず、防衛庁との協議経過でございますけれども、まず昨年の11月に、この事業が交付金事業の対象になるかどうかということ予算の前に確定しておく必要があるということで相談に上がりました。

その結果、概算の図面等ができ上がってなければはっきり言えないけれども、し

かし、各地の例からいったら、こういった公園広場的なものについては、交付金事業の対象になっているというお話を伺ってまいりました。その後16年——今年の7月でありますけれども、概略の平面図のようなもの、これをもって相談にまた上がりました。

この際、それぞれの施設のその工事が、より具体的に交付金の対象になるかどうか、さらには土地の価格についての考え方、こういったことについても協議をいたしております。今回、予算の提案を行っているわけでありますけれども、予算が措置された段階では、初めて札幌防衛施設局に交付金の申請事務、そのために札幌に外向くということが予定されているところでございます。

次に、工事費の概算の内訳でありますけれども、先ほど土木関係 950万円、電気関係 500万円というふうに申し上げました。電気関係については、街灯2基とサーチライトということでご理解いただけるかと思えます。土木工事につきましては、大きなものは広場工が 540万円、その他給水、雨水排水、汚水排水、サービス施設、電気とか掲示板、それから管理の車どめ等々を含めまして 950万円という内容でございます。

委員長

16番。

16番

概算見積もりなんで、その程度かなというふうには思いますよね。予算計上してもらったための申請の上でのものなのでわかると思います。ただ、一番ここで大事なものは、やはり 719平米という小さい中のイベントの中で、人数が大体僕の調べでは、1人当たり5平米から6平米というふうに聞いているんですよ。そうすると、その5平米から6平米の中で 719平米の中にどのくらい入るか、140人程度しか入らないですね。

そういった 140人程度のイベントしかできないものをつくって、そして、経済的な効果をどのように考えて、このものをつくろうというふうに考えてきたのか。それとこのものをつくるに当たって、一番大事な捻出をする年間維持費がどのくらいかかるのかということも想定しないで、10月に工事を発注しようとする考え方ということが、本当にわからないわけですね。その辺をもう一度伺いたいと思います。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

申しわけございません。ちょっと答弁が漏れておりました。

まず、収容人数の問題でございますが、ご指摘のとおり、ほかに例えばテントな

どで売っていますと、一時期の収容人員というのは 100人程度ということになるかと思いますが、あの商店街におけるイベントの収容人員としては、それぐらいで十分かなという判断をいたしております。

この広場整備の経済効果でありますけれども、これは費用対効果でプラスかマイナスかということになりますと、これはプラスになるということは、そんなに考えにくいんだらうというふうに思います。

それよりもむしろイベントにつきましては、商店街の活性化によって町に人を呼び込むという目的がありますし、もう一方、高齢化社会に対応した憩いの場所づくりといったような目的もございますし、さらには何かあったときの目印としての集合場所という目的もございますので、そういった面については、経済効果はほとんど出ないというふうにも考えております。むしろそこが商店街を活性化する、あるいはこの公園の管理を通じて地元の方々の活動意欲が増す、こういったことに力点を置いた広場、施設でございますので、経済効果については、多くは期待できないというふうに考えております。

それから、電気、水道料の維持管理費、どれぐらいかかるかということでもあります。通常の今までの厚岸町が持っております公園施設のような使い方をすれば、水道、光熱費、平均しますと、月 5,000円程度だらうというふうにはもう把握をしております。

しかし、これをどう使うか。例えばサーチライトなどというもの、あるいは街灯というものを何時までつけるか、どのように使うかということによって電気代はかなり変わってまいりますので、その辺については、もう少し地元の方々のご意見を聞いて対応したいということで、正確にはまだ達していないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

16番。

16番

時間もないので、長々やると皆さんに怒られるかもしれないんですけども、これで終わります。月々 5,000円の水道代、そして電気代は使ってみないとわからないというようなものづくり方というのは、これからやはりやめてほしいと思うんですよ。

やはり物事をやるときに、これだけの主要人員で 100人ってだれが決めたんだか知らないですよ。課長も 100人程度しか集まれないというふうに考えたのかどうな

のか、平米数でどのくらいの人數で割ったのかわからないですけれども、100人程度の人が集まれるイベントで、なおかついろいろな部分の、日本の社会というのは厚岸町だけしか人間いるわけじゃないから、日本全国のそういった公園づくりをした部分のデータとかをとって、どのくらいの年間維持費がかかっているのかとか、それから電気、水道代はどのくらい月々かかっているのか、その小さなイベントの中で、この人數である通りでどのくらいのイベントができて、収容人員がどのくらいで、年間どのくらいの利用度があつて、それで人がどのくらい集まつて、ごみがどのくらい出てとか、そういうことは考えられるわけでしょう、当然ね。

だから、そういうことを考えてませんというのは、もう民間から考えると、もう終わっているなという考え方しかとれませんよ。ですから、そういうことをやはり民間的なそのものをつくるときの発想のことをもうちょっと勉強してもらいたいなというふうに思います。余りにもひど過ぎるんじゃないですか、もう発注かけるのに、使ってみないとわからないなんていうのじゃ、そんな会社の経営者もしいたら、これはもうたまつたものじゃないですよ。

それと、実際この工事をやるに当たつて、土木費、電気、この見積もりをしたということは、市内のこの管理者の中で行われたのか、それとも地元業者に対応して見積もりをしてくれないのかということをお願いしたのかどうか、その辺も地元のずっと言っている地元育成という部分で、地元の業者にその見積もりの依頼をするべきだという考えを總体的に持つわけですよ。そのときに、見積もりを地元をお願いしたらどうか、その2点だけちょっとお願いします。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

電気、水道、使ってみなければわからないというふうには申し上げたつもりはないんですが、まだ地元の方、できるだけ自主的な管理運営という形でいきますと、役場が何時から何時まで電気をつけておくということを決めるのではなくて、どのように使うかが、その電気を何時までつけておくという、きつちりとした議論で話をまとめたいというふうに思っていますので、その使い方によってその金額は変わってくると。ただし、今のところ通常の使い方であれば5,000円ぐらいの電気代がかかるという、その施設の内容であるということをお願いしたところでございます。

設計の関係でありますけれども、設計するに当たりまして、地元の業者さんから十分見積もりをいただいたり、協議を、あるいは知恵をかしていただいたというこ

とをやってまとめているところでございます。

委員長 よろしいですか。

16番 答弁漏れ。

委員長 16番。

16番 地元の業者にその見積もりを頼んだのかどうかということ。それと、民間のように前もってつくる前に、きちっとそういう試算をしてから取りかからないとだめじゃないかということに対しても答えてもらっていない。

委員長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 総体ですね、電気代とかの問題じゃなくて清掃とか、そういったことを含めての話。管理運営の費用がどれだけかかるかについても、これも遅いというおしかりを受けるかもしれませんが、私たちとしては、できるだけ地元の方々とどういう使い方をするか、あるいはどういう管理形態をとるかということについて、もう少し詰めたというふうに思っております。

したがって、その対応によっては地元の方々の負担がどうなって、役場の負担がどうなるかということ、まず今の段階ではちょっとはっきりしていない。ただし電気代についていえば、そういう状況であるということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、見積もりをとるに当たってというお話でございますが、この工事につきましては、私どもの課で設計を行っております。その設計するに当たって、地元の業者の方々からこの部材の価格は幾らかとか、そういった意味でのいろいろな見積書といたしますか、そういったものをいただいております。地元だけではありませんが、地元の方にもご相談を申し上げておりますし、地元の方々のお知恵をいただいでできるだけいい施設にしたいと、あるいはできるだけ我々の予算に合った対応になるような知恵をかしていただいているということでございます。

委員長 16番。

16番 やめようと思ったんですけども、やめられないんでちょっと後で課長のところへ行ってゆっくり聞きます。僕言っているのは、物をつくってから準備するんじゃないかと、準備してから物をつくるのが当たり前じゃないかと、魚釣りに山へ行ってから、さてさおどうしたんだって、えさはどうしたんだっていう、その逆になっちゃうんじゃないかっていう話をしているんで、それは今もう時間内に答えなくていい

いですよ、後でゆっくり聞きに行きますので、すみません。

委員長 よろしいですか。

16番 はい。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長 なければ、進めてまいります。

8目教育費国庫補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、3目農林水産業費委託金。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金。

9番 9番、松岡委員。

北の森づくり緊急対策事業補助金なんですが、この歳出の方を見ますと、民有林振興対策事業費 738万 2,000円枠組んでいるんですが、当初予算において道費 630万 4,000円、一般財源 400万円ということで 1,030万 4,000円ここで見ているんですが、これとかかわりはあるんですか。もし単なる民有林の造林を推進するためにやる事業であるならば、今現在、厚岸町において民有林の無立木地帯はどのくらいあるのか、概算でいいです、そんなきちっとは要りませんから、そのことについてもお知らせ願いたいと、かように思います。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 お答え申し上げます。

無立木地がどのくらいあるかという質問でございますけれども、6月第2回定例会で説明いたしました、平成6年度に公益保全林として購入した片無去19の1ほかというところで 76.86ヘクタールがございます。この部分につきましては、今、無立木地というふうになってございます。

答弁漏れありますか。

それから、当初予算におきまして、この民有林振興対策事業につきましては総事業費、まずこの制度でございますけれども、民有林振興対策事業につきましては、公共造林の国庫補助が68%、それから道、町を合わせまして27%、それから森林所有者が5%で 100%の要するに事業費が執行できる状況になっております。

したがって、今回当初予算で予算措置されたのが、町が 400万円で、道

が 630万 4,000円で、これは道費として町の歳入予算に組み込まれておりますので 1,030万 4,000円の補助金を当初予算で組んでおりました。

このたび、この公共造林の国の補助金の内示が森林組合に参りました。これが総事業費 7,525万 9,000円ということで確定したところによりまして、この分に見合ういわゆる町の補助金を交付しなければ、いわゆるこの27%分を交付しなければ、道からいわゆる27分の17、いわゆる17%が交付されないということで、今回、所要の増額分の補正をさせていただいたものでございます。これは、歳出の方で出てまいりますけれども、この国の68%の公共造林のいわゆる補助金の決定に伴う町の負担ということでございます。

委員長

9番。

9番

いやいや私聞いているのは、そのこともいいんだけど、今回の予算に出てきている21世紀北の森づくり推進事業補助金というのは一体どんな事業なんだと、それが当初予算の民有林振興対策事業と同じものなのか、あるいは今回の歳出に出ていっているやはり民有林事業、振興対策事業として出ているわけですが、同じものなのかどうなのか、そういうことを聞いたんだよね、その肝心なことを言わないで、それでこれは同じものなんでしょう。

あと、そうすると民間の無立木地に造林するということを第一の目的にしているわけですね。そこらあたりの事業の内容をお知らせ願いたいと思うんですよ。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

大変失礼いたしました。

この21世紀北の森づくり推進事業費補助金ということでございます。目的につきましては、森林の多面的機能云々ということで、無立木地における広葉樹などの造林や天然林の針広混交林化などのいわゆる造林について補助をするというものでございます。基本的に無立木地について造林をするものについて補助をするという事業内容のものでございます。それが民有林振興対策ということで、いわゆる町有林を除く森林所有者が造林事業を行う者に対して補助金が交付されるという内容でございます。

委員長

9番。

9番

それで、先ほど当初にあなたに答えていただいた 76.95平米というのは、これが民有林の無立木地帯なんですか。その数、大体概略でいいですから把握してほしい

と思うんですね、この事業の対象となる土地。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

大変失礼しました。

先ほど私勘違いをいたしまして、先ほどお答えした面積につきましては、町有林の面積でございます。それで民有林の面積につきましては、ちょっと時間を、今資料を持ってきます。

(「概算でいいだつてや」の声あり)

環境政策
課 長

大変失礼いたしました。

私有林につきましては、1,270ヘクタール、これは無立木地でございます。これが将来民有林振興対策事業として、今後事業実施がされる面積というふうにご理解いただいてよろしいかと思えます。

委員 長

9 番。

9 番

1,200町歩あるということですね。大体この事業をやっていったら、この事業は所期の目的を達成するには、どのくらい時間がかかるんですか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

事業費のいわゆる国の公共造林事業の補助金の枠もでございます。したがって、1,270ヘクタール、これを無立木地として造林する場合、今回の事業費の事業量は140ヘクタールほどでございます。仮に100ヘクタールずつやったとしても12年間ということになります。

ただし、この北の森21事業等につきましては、いわゆる国の公共造林補助に上乘せする制度でございます。この制度がいつまで存続するか、これはいまだ未定でございます。国の公共造林補助事業が永続的に続くとしても、道及び町の財源等で支援できない場合となりますと、森林所有者の5%の負担が、当然27足す5で32%を負担しなければ実施できないという状況が懸念されます。

したがって、今後道の予算、それから町の財源、それらを勘案した上でしかるべき要望等をしていかなければ、この制度が存続するかどうかいまだ未定でございますので、関係機関に要望等をしているところでございます。

委員 長

9 番。

9 番

無立木地というのは、非常に特に厚岸の漁業にとって、厚岸で漁を営む人間にとっては重大な問題だと思うんです。今、辺寒辺牛のパイロットフォレット、あれは

山火でもってのはげ山だったんです、我々入植したころ。しかし、あれはもう30年以上たっていますね。30年以上たっているけれども、見事な森林に変わっていますね。あれいかに厚岸の漁業の支えになっているかということを考えた場合、こういう事業があるのであれば、町もやはり町有林は当然ですけれども、民有林の無立木地帯を何とか、いわゆるはげ山ですね、これを解消するために努力していただきたいと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

ご質問者おっしゃるとおり、無立木地につきましては1,700ヘクタールございます。山づくりはやはり長い時間がかかります。しかし、造林をしなければ、当然木は育ちません。ですから、継続してそういう造林植栽事業を行うことが、将来にわたって、そういう無立木地を大きなすばらしい山に変えていくということになるかと思えます。

そういう意味におきまして、森林所有者の負担をなるべく少なくするような方策、それらに関係機関に十分要望し、できるだけ毎年継続して造林事業を実施できるようにしていきたいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思えます。

9 番

いいです。

委員長

いいですか。

他にございませんか。

(なし)

委員長

進めてまいります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

2項財産売払収入、6目有価証券売払収入。

9番、松岡委員。

9 番

森林組合の出資金の返還ということで、今回300万円、当初予算で400万円組みましたね。それで当初予算の説明のときに、町の森林組合に対する出資金は1,350万円、既に700万円がこの予算が通ると実施されるわけですけれども、森林組合、大丈夫なんですか、非常に心配なんですよ。

町の出資金を半分以下にしちゃうということについても、相当一部に負担がかかっていくんじゃないかと思うんですね、話も聞いています。会長さんからも聞きましたけれども、余りにもどんな約束だったか知らんけれども、町の財政も苦しいの

かもしらんけれども、一たん出資したものを1割か2割取り消すというんなら話もわかるけれども、半分以上も取ってしまうということは、ちょっと酷でないかなと思うんですけれども。

私ごとで言って申しわけないですけれども、私も今、ある内地の業者が私の会社に出資しております。150万円出資しております。これがとっても邪魔ではないんですよ。別に登記簿の上で名前が載っているだけなんですけれども、これは何とかしなければいけないと思うんですけれども、この一たん出資してもらった150万円返すということは大変な苦勞ですよ。そして、もう将来のことを考えたら、やはり何とか話し合いつけて返していきたいと思うんですけれども、森林組合もやはり同じじゃないですか。そこらあたりもある程度考慮してもいいんじゃないかと思うんですけれども、そこらあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

今、森林組合の出資金の町の減資、いわゆる回収の件でございますけれども、16年3月31日現在で7万8,175口の500円ですから3,908万9,500円の出資金がございました。これは森林組合の決算書によります。その後、町が組んでおりました当初予算の400万円、これを減資されて回収されたところでございます。

9月22日現在、その町の当初予算に組み込まれておりました400万円の減資を受けまして森林組合独自で増資をしております。増資1万3,644口で682万2,000円の増資を独自でしております。9月22日現在で、8万3,810口の500円ですから4,190万9,500円の資本金となっております。

今回、補正予算をお願いしております、町の300万円の減資を引きますと7万7,810口の500円で3,890万9,500円、このうち町の出資の残高が650万円でございますので、出資割合は16.7%ということで、出資総額につきましては、13年度末の3,908万7,500円から、現在これを300万円町が減資を実行したとして3,890万9,500円ということで、16年3月31日現在と約同等の出資金が要するに確保されているということでございます。

これがイコール森林組合の経営について、同額だからよろしいのかと言われると、これはちょっと森林組合の経営状況を見なければわかりませんが、少なくとも15年度の決算を見ますと、計上の黒字の決算をなされております。それから、16年度の事業計画におきましても、あくまでも事業計画でございますけれども、黒字の事

業計画が議決されております。

そういう意味で、16年度の事業、今後の推移まだ半年ほどございますけれども、その推移を見守っていきながら、経営状況によりましては、所要の措置等々要望に基づきましてしていかなければならないかなというふうに担当課としては思っております。

以上でございます。

委員長

9番。

9番

今の答弁を聞いたら、今回の300万円で一応回収するのはやめるという、700万円回収するということですか。まだまだもっと回収するんですか。森林組合の経営内容は、私よくわかりませんよ。わからないけれども、相当やはり苦しいんじゃないかと思うんですよね。

だから、こうやって予算を組んでしまったんだからあれですけども、これでとどめるのか、それともまだ300万円でも500万円でも返してもらおう、まさか全部返してくれというわけにいかんと思うんですよね。

そこらあたり、今後どういう計画を持っているのか、教えていただきたいと思えます。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

この森林組合の出資金につきましては、いろいろ経過がございまして1,350万円になったときは、平成6年7月12日に1万8,000口の900万円の増資をしております。それによりまして1,350万円のいわゆる町の出資金となりました。

したがって、この平成16年度の当初予算におきまして、森林組合の経営体制の強化ということで、当時900万円の増資をした部分について900万円を限度として回収したいという打診をいたしました。

しかしながら、協議の結果、民有林振興対策事業等々の事業の相当分ということで400万円に当初予算はおさまったところでございます。今回、民有林振興対策事業として事業が確定したことによりまして300万円の投資ということで、結果として700万円となりましたが、平成6年に増資した900万円、これを最大限として回収するかどうか、これにつきましては、今のところ担当課としては考えておりません。

ただし、17年度の事業におきまして、森林組合の事業計画等々があるかと思いま

す。これによりましては、森林組合の経営状況によっていろいろ経費等々、いわゆる財源不足等々があった場合につきましては、当然回収することが不可能かというふうに考えます。その辺は、来年の予算編成に向けて森林組合といわゆる森林組合の事業計画、平成17年度に向けた事業計画等々を調整をとりながら考えていきたいというふうに考えております。

9 番
委員長

はい、いいです。

いいですか。

それでは、進めてまいります。

18款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、9目教育費寄附金。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

21款諸収入、6項雑入、3目雑入。

22款町債、1項町債、4目農林水産業債、6目土木債、10目臨時財政対策債。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

12ページから進めてまいります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10目企画費。

5番、中川委員。

5 番

ここで課長にお伺いしますけれども、最近お伺いしますと、厚岸町花のあるまちづくり推進委員会という長い名前なんです、この総会があったそうでございますね。それで、その総会の際に役員改選もあったと聞いておりますが、その内容をお示しいただきたいと思っております。

(「ええとどこだ」の声あり)

5 番

ここでねえの、違うの。

委員長

どうしますか、都市計画の方でないかなと思うんですけども。

5 番

都市計ですか。私またまちづくりかなと思ったものですから、すみません。そして、どこだって、ここでないんだ。したから、ごめんなさい。36ページ、失礼しました、すみません。

委員長

そこでしますか。それじゃ、いいですか、中川さん。

5 番 ええ、そうしたらそのときに質問します。

委員長 進めてまいります。

10目ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、11目財産管理費。

8番、音喜多委員。

8 番 5に先ほど歳入にもありましたが、職員住宅の解体、大方想定はつくんですが、恐らくこの解体事業、請負契約、あるいは競争入札があるのか、どういう法をとるのか、金額的にも350万円ということであればそれほどの金額じゃないんですが、常々皆さんから言われているように、こういう小規模な工事費、その解体に適合するとか、恐らく産業廃棄物になるわけですから、解体すると、そうすると、釧路の市内とか、町内ではそれなり対応できないと思うので、持ち込むことになるんですが、その輸送とか、その解体ができれば、小さな企業といいますか、そういった大手とか何々土建とか何々興業だとか、そういう大きなところでなくても、みんなで仕事を分かち合うとか、仕事を与えるとか、そういう意味では、最低条件として備わる業者とか、そういった方々を集めるとか、あるいはそういう業者にできれば複数なんかで、仕事今非常にないと言っている最中ですから、そういう何日かかるか、それに採算が合うのかどうなのかわかりませんが、こういう仕事でも受けてやるよという業者に与えるという考え方はございませんか。ちょっとその辺、どうですかね。

今、この予算が通ったならば、当初はどういうつもりで処理をしようとしていたのか、その辺伺いたいと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えを申し上げます。

基本的には、この解体工事そのもの少額です。ただ、昨年も実施いたしましたが、解体するために運搬すれば云々という形になると、そういう資格を持った車両でなければならぬとか、当然実施するためにはそういうことが必要になってきます。その中でも、やはり一応ただ今年度についても、昨年もそうなんですけれども、特に最近では建築工事が無いという形の中では、基本的には建築業者さんの方に発注したいという、これらについては土建屋さんでも、それはできるんですけれども、建築

屋さんの方に一応お願いしたいという考え方ではございます。

そのために、例えばその小さい業者がなるとすれば、やはりきちっとそういう厚岸町の仕事を受けるのであれば資格を取らなければならないという形に当然なってきますよね、当然入札行為というのがありますから。そういう形が必要になってきますので、その中で、今うちで指名でやってきている中での建築の比較的この仕事はそれほど難しくないの、小規模じゃなくある程度それらの業者さんで仕事できるかなという判断しています。

委員長

8番。

8番

この対象とするところが大体わかるんで、去年というか前年度でやりましていわゆるブロックだとか、そういう難しいものじゃないですよ。木造という形でとれるんでないかと思うんですよ。ですから、今言ったようにそうなりと、あとは輸送の関係だと思うんですが、そこの採算さえ合えばという形で、中小というか小さな業者さんが仕事を落とせるならば、ぜひそういう形でやってやった方がいいのではないかと私は思いますので、今の課長の考え方、ぜひ私の意向も酌んで、そういう形で仕事を分かち合うというふうにしていただきたいなと思いますが、よろしゅうございますか。

委員長

建設課長。

建設課長

やはり前にも方々の質問にお答えしていますけれども、基本的にはこの工種そのものはそれほど難しい仕事じゃございませんので、ただ、輸送だとかいろいろな処理するために違う金がかかるという形になります。そういう中では、現場の施工監理や何かもしっかりしていただければ、厚岸のクラスの比較的ランクの低いクラスでも十分対応できるんじゃないかと。それぞれ年度の仕事量において、その辺については考えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

8番

いいです。

委員長

よろしいですか。

進めてまいります。

4項選挙費、6目参議院選挙費。

16番、竹田委員。

16番

この項目でないところとちょっと聞けない部分がありますので、間違っていたらちょっと委員長、注意してください。

以前に、この選挙の看板の部分で質問したことがあるんですけども、再利用できる形の看板を作成してほしいということについてお聞きしたいんですけども、委員長、ちょっとよろしいですか。

委員長

いいです。

16番

釧路町とか標津町は、単管で組んでコンパネを張ってまた利用できるような形とっているんですけども、厚岸町の場合は1回使っちゃうと、もう二度と使えないような材料の使い方なんですよ。そういった形を改善してほしいと、経費を削減してほしいという部分でお願いして、以前質問したことがあるんですけども、その後、検討したいという話だったんですけども、その経過ちょっとお聞きしたいんですが。

委員長

総務課長。

総務課長

以前に、いわゆるポスター掲示板の関係、再利用ということの検討ということで質問を受けてございました、その後、私どもの方も検討をさせていただいております。といいますのは、現在あります部分では、いわゆるリサイクルという形の中で、一たん使ったものを回収して、また再生し直すというものができております。そういったものとのコスト比較をさせていただきました。

やはりコスト的には高いという部分が出てきたのが1点と、それから発注しましてから納期までにたしか3週間だったと思いますけれども、ちょっと期間を要するというので、いわゆるコンパネの板の部分で申しますと、やはりコスト的にちょっと高くていかがかなということで踏み切れなかったという経過が1つございました。それから、支えの部分でございますけれども、ご案内のとおり私どもの方は、たるきを使ってやらせていただいているという部分がございます。実際にたるきの部分のいわゆる設計の中には、使ったたるきをいろいろな面で再利用もできるだろうと、別な意味でですね。

そういったような部分のことも考慮した上でのいわゆる設計金額といいたいでしょうか、そういうような押さえ方をさせていただいた中で予定価格を組んで入札をさせていただいているというのが実態でございます。

それで、確かに単管であるとか、それから場所によっては、もっと太い角材を利用したいというような例も聞いてございます。ただ、私どもの方もちょっと検討したんですが、そうなりますと、一つには再利用のコストもあるんですが、次に使う

ときまでのどこにその部分を保管しておくのかという保管コストの部分等々もございまして、ちょっと踏み切れなかったという部分がございます。どこに置くのかという問題が、一番のネックでございます。

それから、単管等におきましても、ご案内のように、選挙によってはその看板の大きさ等々も変わってきますので、そういった中で、それらに全体的に対応するような単管等の材料を用意して、その上で保管をしていくというような部分、それらを考えますと踏み切れないでいるというような状況ですので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

委員長

いいですか。

他にございませんか。

(なし)

委員長

進めてまいります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

14番、田宮委員。

14番

ここでお伺いしたいのは、2点あるんですが、1つは社会福祉一般ということで、福祉灯油についてお伺いしたいんです。

福祉灯油は、原油の高騰で、油の価格が上がってきているということで、福祉灯油について価格の高騰に伴って量が確保できるのか、あるいは量を確保しないで下げるのか、その辺についてお答えをいただきたい。

それから2つ目は、保健福祉総合センター施設清掃委託料、今回225万円の減額補正になっております。施設清掃については、当初予算で398万7,000円、これが225万円減額になりますから173万7,000円、これで半分以下ですね、年間の清掃委託をやらなければならないということではありますが、これで適切な清掃ができるのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいです。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

福祉灯油の件でございますけれども、確かに原油高騰の状況でございます。それで、これから冬を迎えるに当たりまして、どのような対応をしていかなければならないか頭を痛めているところでございます。具体的には、まだ結論を見出しておりません。12月までの間に、一定の方向を見出していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、清掃委託料の問題でございますが、毎日行われておりますあみか施設内の清掃につきましては、大きな変動はないところでございますが、問題は月1回行われております施設の床、それから窓ガラスの定期清掃の部分でございます。ここで大きな違いが出てまいったところでございます。

定期清掃業務につきましては、4月23日に入札を行われていただきました。7社指名によります競争ということでございます。その中で、予定価格としまして設定いたしました金額に対しまして、応札段階で最低落札額が18.09%という価格で応札されております。

これにつきましては、入札額が極めて低いということで、業務内容それから作業手順等につきまして、本当に私どもが意図するものが確保できる状況なのかどうか、そういうところにつきまして、応札者と確認をさせていただいたところでございます。その結果、仕様書どおり、作業手順どおり業務は行わせていただくということでございました。

しからば、その積算内訳はどうかということでも確認をさせていただいたところでございます。これらにつきましては、今回、厚岸町での実績を何としても確保したいんだということございまして、会社の意思でございますということで、利益は度外視をして応札させていただいたということで、私どもといたしましては、こういう財政事情の中でございましたので、若干心配な部分はございましたが、毎回の業務の実績等々しっかりと確認をさせていただく中で、作業内容、作業手順等々確認できれば、適正な業務執行であれば問題なからうというようなことで契約をさせていただいた、そういう経過でございます。

以上でございます。

委員長

14番。

14番

福祉灯油なんですけど、この予算を立てるときに、昨年の実績に基づいて予算を組まれたと思うんですけど、当初予算でいきますと何世帯、それから灯油の量、これどういふふうに見積もっておられたのかということですね。

それから、今のこの施設清掃委託料の問題でありますけど、あなたが答弁なさったように、こちらでももともとあなた方が予算を立てるときには、約400万円の予算を盛られて、実際には200万円に満たない、そういう額で落札をされたということになると、私もきちんと仕事が確保できるのかどうかということが心配になる

わけです。

それは、安ければ安いほどいいかもわからないけれども、そして問題はそれだけの仕事がきちんと履行させることができるのかどうかということが、やはりかなめになってくると思うんですね。その辺でもう一度お答えをいただきたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻 17時30分

委員長

再開します。

再開時刻 17時35分

保健福祉課長。

保健福祉
課長

貴重な時間、大変申しわけございません。

福祉灯油の関係でございますけれども、当初予算で私どもが積算いたしました内容でございますけれども、1リッター当たり49円で見えております。今現在は1リッター当たり53円59銭というような状況のようでございますけれども、当初49円で90リットルを積算させていただきまして、321件の方々に助成するというような内容でございます。

この部分につきましては、道からの補助が120万円ございまして、町といたしまして独自に20万円を上積みをして、予算額140万円というような内容で議決をいただいているところでございます。

今後の考え方でございますけれども、この福祉灯油購入助成につきましては、財革プログラムに上がっておりますメニューでもあります関係から140万円の予算の範囲内で物事を検討していくという内容でございます。したがって、リッター数で調整していくことになるのかなというようなことを今現在考えているところでございますけれども、いまだ結論的なものは見出していないという状況でございます。

続きまして、あみか21の定期清掃の関係でございます。こちらにつきましては、4月以降毎月の定期清掃に、私ども立ち会わせていただいております。その中で手順どおり、こちらの仕様書どおり業務がやられているのかどうか、確認をしてみました。その結果、こちらが当初考えていたとおりの状況でもって業務がやられているということを確認いたしております。

以上でございます。

委員長

14番。

14番 福祉灯油については、現在90リットルで321件というふうになっているようですが、支給の基準についてはいかがですか。支給の基準というのは、どういう世帯に福祉灯油を供給するというか……。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 福祉灯油の基準でございますけれども、毎年基本条件を見直していくというような内容で、基本的には前年度を踏襲するような形で要綱化しまして、実施をしているところでございます。

12月1日現在において住民基本台帳に登録されていること、そして、当年度の町民税が非課税の世帯であることということでこれを基本条件にいたしまして、これを満たしているというのを前提ということで考えていくということになるかと存じます。

したがって、その後、いろいろ70歳以上のひとり暮らしの老人世帯であることとか、細々とした対象条件が出てくるわけでございますけれども、基本的には、この内容を変えない形でできる限りリットル数で調整できないかどうかというようなスタンスでもって物事を考えたいというふうに存じているところでございます。

委員長 14番。

14番 49円が基本だったんですね。それが、現在53円59銭ということだということですから、これで計算すると140万円、当初予算では正確に言えば142万1,000円ですね。どのぐらいオーバーすることになりますか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今現在の53円59銭で計算をさせていただきますと、14万8,200円ほど予算に不足するというような状況でございます。

委員長 14番。

14番 現在5円まで上がってませんよね。大体14万8,000円ということですから、リットル数を減らすとかというふうな措置をしなくても、たしかに財政は厳しいですけども、やっていけるんでないかというふうに思うんですよ。そういう点で減らさないというふうなことを基本に考えていくべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 灯油価格につきましては、今がピークかなというようなことも一部期待をしてい

るところでございまして、冬本番になりますと、若干下降をしてくるであろうというように感じも持っております。そういう中で、限りなく49円に近づいてくればよろしいなということで期待をしているわけでございます。

いかんせん予算額につきましては、財革プログラムというような形で固定されているような状況もございまして、担当課といたしましては、この数字の中でいろいろと工夫をしていかなければならないものというようなことを考えております。そんなようなことで、ご理解をいただければというふうに存じます。

委員長

14番。

14番

ここで押し問答してもあれですから、経過を見たいと思うんですが、少なくともこの福祉灯油の趣旨からいって、それから支給を受けている世帯の状況からいって、上がったからそれじゃ切りますよということにはならないと思うんですね。それが政治だと思うんですよ、私は。

そういうことで、十分その辺を配慮していただいて、量的なものを減らさないということやっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

委員長

助役。

助役

ご案内のとおり、第2次の財政改革プログラムの中で福祉灯油助成の見直しという項目を挙げさせていただきました。これは、保健福祉課長が最初に答弁いたしましたとおり、道の補助金が入っている、厚岸町、今120万円が入っています。それに上乘せをする形で福祉灯油の助成をさせていただいていたということでもあります。

この町の上乗せの持ち出しを何とかできないかということで、この財革のプログラムにその捻出目標として項目として上げさせていただいている内容でございます。町の財政状況を勘案しながら、これから灯油単価がどのように変わっていくかまだ未定でありますし、この12月1日の実勢単価というものを見きわめて、その上でどうするかという判断をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長

14番。

14番

あなた方がすぐ考えられるのは、財政が苦しいと、大変だと、弱者切り捨てなんですよ、弱者切り捨て。まず弱い者から手をつけると、これでは困ると、それでは政治ではないと、今さっき申し上げましたけれども。そこのところを私はきちんと考えて町政を執行していただかないと、財政が苦しい、一番先になたを振るわれるのは弱者であるということでは困るんですよ、そういう町政では。そこのところ

を念を押しておきますので、よろしくお願ひします。

委員長 助役。

助 役 弱者に対して弱者からというお言葉がございましたけれども、決してそのようなことをしているわけではありませんで、プログラムを見ていただきますとおり、満遍なく財革のプログラムというものを考えております。

そのような中で、幾ら頑張っても、ないそでは振れないという部分もありますので、先ほども答弁させていただいておりますけれども、すぐここでこの灯油単価がこれだけ幾ら上がったから、じゃその分足りない分を補正しますという即答ができないことをぜひご理解をいただきたいと思いますが、可能な限り措置をしたいなど、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

14番 理解はしませんが、まあいいです。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 進めてまいります。

2目心身障害者福祉費、3目心身障害者特別対策費。

1番、室崎委員。

1番 ここで先ほどの予算説明の中で、節説明欄需用費6万2,000円が受給者証といういい方がたしかあったように思われます。これは、特定疾患の受給者証の印刷製本費というふうにとらえてよろしいのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 補正予算で見っております印刷製本費、受給者証の印刷でございませんが、ここで見っておりますのは、特定疾患の方とは別に、私どもが重度心身障害者受給者ということで要件を認定をしております、人数で申し上げますと9月1日現在で302名分、この方々の受給者証を10月1日から始まる新しい制度にのっとった、いわゆる非課税対象の受給者の方、それから課税対象の受給者の方という区分をして受給資格を明示しなければいけないということになりますので、その受給者証の印刷費ということでご理解をいただければと。

委員長 1番。

1番 わかりました。ちょっと私の方で勘違いをしていたようですね。

それで、特定疾患の受給者証に関して9月17日の北海道新聞で、釧路管内でまだ

1,200 人の特定疾患の方が申請をしていない、未申請である。それでその理由は、昨年の道の医療費負担制度の改正で、これまで3年に1回だった更新手続が年に1回になったと、これ道の話ですよ、厚岸町の話じゃない。ところが、保健所は240万円の郵送費の捻出が難しいとして、これ個別にお知らせを出していないんですよ。だから、わからない人が結構いるらしいんですね。

それで、どうやって知らせめすのかということについては、管内自治体の広報や病院の張り紙でやってくださいと。何と申しますか、ちょっとあきれてしまうような話をしている。そんなような状況が今出ているんだそうです。先ほど切り捨てという話が出ていたんですが、まさにこういうのがその典型であろうと思われるんですが、これ厚岸じゃないですよ、道ですからね。

それで、現在厚岸町内では、どういう状況でしょうか。この記事は釧路管内全体で言っているんですが。それから、厚岸町としては、道のやることだからというので知らん顔もできないと思いますよね、当然町民で困っている方がいたら、町が何らかの手当てしなければならないのは当然ですから。それで、どういう形でいわゆるPRというものを、もう恐らく保健所あたりに頼まれているんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのようにして周知徹底を図って、未申請者を出さないように側面支援をやっているんじゃないかと思うので、そのあたりをまず教えてください。

委員長
保健福祉
課長

保健福祉課長。

特定疾患の関係でございますけれども、私どもも患者さんとのコンタクトをとろうというようなことで、いろいろな形で接触しているわけでございますけれども、いかんせんおっしゃいますように、釧路保健所からの情報といいますか、個々のお名前につきましては、個人情報というようなことでなかなかお教えいただけないような状況が実態でございます。したがって、すべての方々にきちんとした情報を私どもの方から差し上げるということにつきましては、なかなか難しいものがございます。

おっしゃいますように、新聞報道等で相当おくれが出ているというような状況のようございまして、釧路保健所からも、私どもに広報についてのPRについてお願いしたいと。そして、引き続き10月いっぱいこの受け付けについては、延長するというようなことで、期限の延長の情報が参っております。

したがいまして、私どもといたしましては、広報「あつけし」に情報掲載させていただきますとともに、問い合わせ等々に対しましてお答えできるような状況を確認していきたく、そのようなことを考えている次第でございます。

委員長

1 番。

1 番

保健所の方からは、広報「あつけし」に載せてくれと言ってきたから載せますと、それだけですか。あと何らかの手だてができるかということの検討はなさっていますか。

例えば私的団体ですけれども、この特定4疾患の関連では難病連というような民間団体もありますよね。そういうところと相談をして、一人でも未申請者がいないような方法を講じることを相談してみるとか、そういうことをなさっていますか。あるいは、厚岸町には釧路保健所は知っているかどうか知りませんが、防災行政無線というのがありますよね。そういうものの利用も検討していますか。

やはり少しでも町として、厚岸町民の中でこういう特定疾患なんかで非常に困っている方が、期限までに申請ができなかったというような事態を少しでもそういう人がいないように、やはり支援すべきだと思うんですね。

それは、どこのだれさん、ここにいる室崎がそれだとわかれば、それが一番いいんだけれども、それは保健所の方でも勘弁してくれというわけでしょう。だったら、その次善の策としてこういうことができるというようなことでは、検討なさっていますか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

ただいまお尋ねの関係でございますけれども、私どもも広報に出しただけということでは心もとないというふう感じておりまして、おっしゃられますように、10月に入りましてから、具体的に患者団体さんに働きかけをさせていただきたいというようなことや、あるいは防災無線、この関係についても何回か流したいというような意向は持っております。

したがいまして、その具体化につきまして、10月に入りましてから行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長

1 番。

1 番

よくわかりました。よろしく申し上げます。

次に、お聞きしますけれども、実は6月の議会で北海道が北海道医療給付事業の

見直し改正というのを10月1日からたしか、一部は8月から動き出すんでしたかね、まああると。

それで、それに伴って厚岸町の乳幼児医療費、それから重度心身障害者及び母子家庭等の医療費、それから老人医療費、それらの助成に関する条例の改正を行いましたよね。そのときに、特に重度心身障害者及び母子家庭等云々のところで議論がありました。そこでまず1点は厚生医療というものがあると。それによって恐らくあのかは、透析が中心になって厚生医療の話が出ていたと思うんですが、透析に関しては大体厚生医療で代替することができる、それで救うことができるというふうなお話がありました。

じゃ、それ以外の部分ではどうなのかということについては、現在の段階では把握していないというふうにおっしゃっていました。3カ月たって、それらについての調査は進みましたでしょうか。

委員長
保健福祉課長

保健福祉課長。

厚生医療の関係につきましては、腎臓疾患につきましては、管内に8指定医療機関がございます。それ以外のところにつきましては、眼科が1、耳鼻咽喉科が2カ所、口腔部分が1カ所、整形外科3カ所、それから心臓関係でございますが、2カ所と、このようなことで対応する機関がそれぞれ指定されております。

しかしながら、腎臓に比べますと、まだまだ受け皿といいますか、そういう部分では極めて少ない状況というふう感じております。この部分につきましては、北海道におきましても、腎臓の部分を早急に軌道に乗せると、その後心臓関係、ペースメーカー等と命にかかわる部分、重点的にやりながら、ほかのところについても順次充実させていくというふうな方針であるというふうにお聞きをいたしております。そんなようなことで、受け皿となられる部分が増加をしていただければと、期待をもって道の動きを見守っている状況でございます。

委員長
1 番

1 番。

今ここでもって、私道会議員じゃないですから、道の政策を云々と課長と2人の間で議論してみてもしょうがないんですけれども、いずれにしても受け皿つくる前に切ってしまうんですよね。これから受け皿について考えましようと言っているんですよ。それが厚生医療なるものの実態でしょうね。

それで厚岸町の場合には、町立病院が厚生医療指定機関になってますというの

は、透析の部分だけですか。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

ご指摘のとおり、町立厚岸病院につきましては、腎臓の指定と中枢神経の指定、この2つが指定されている状況でございます。

委員 長

1 番。

1 番

重度心身障害を考えてみたときに、指定で分野として合致したとしても、今までの道、それと市町村が半々ずつ出してやってきたこの扶助と同じものに厚生医療になるわけではないですよ。厚生医療の考え方と、それからこういう医療助成の考え方とは違っていきますからね、微妙に。

ですから、心臓の分野で厚生医療指定機関がありますといっても、厚生医療をもって、今までと同じになるわけではないですよ。今、その細かい話はやめますけれども、それで重度心身障害の部分で、どの程度町が予算を毎年、去年出してきたかという話を今年もつけている部分言いますと約 700万円、道が半分、厚岸町が半分で 1,380何万だか、約 1,400万円なんです。だから、町としての持ち出しは 700 万円あったんですね、予定していたんです。ところが、道はその2分の1をすぼんと切ってしまうから、同じことを町だけでやろうとすると、それだけで 1,400万円かかっちゃう。そうすると、この財政難ですからできないということで、結局 700 万円浮いたわけですよ。これは前回の議会での論議でした。

それで、じゃせめて 700万円で何ができないのかということについては、担当者は甚だ難しいと、町独自の制度を発掘などなど創設等々の検討については、結果として、その辺に今、答えられませんと言っているんですね。

それから、どうしてすぼんと切ってしまうんだというのに対しては、経費の節減ですってはっきり言っているんですよ。ところが、最後の質問に対して町長の答弁は、道と連携をとりながら影響度を最低におさめるように、厚岸町としては独自の判断ということは今、即答できないけれども、何とかしたいんだと、考えていきたいということを言っているんです。

3カ月どういう検討をなさり、どういうものの創設を見るに至っているのか、あるいは今、このぐらいまでできて、できそうになっているのか、その点について明らかにしていただきたいんです。

委員 長

町民課長。

町民課長

6月の定例会で条例審査をいただく中で、特に重度心身障害の制度について委員の方から、ほかの委員の方も含めてであります。弱者の切り捨てという視点についての意見をいただいたことについては、委員おっしゃるとおりでありますし、私どもも北海道の医療制度を受けて市町村が実施をする制度として担当する立場としては、北海道の見直しの内容についても、ぜひ弱者に影響のないようにという意見反映もさせてもらいながら、6月の条例提案の中身になったと。

その大きな判断の材料としましては、言われるように厳しい町の財政事情の中で、北海道と同じ見直しをせざるを得ないということについて私も申し上げましたし、町長の方からも、そういう立場での答弁をさせていただきました。

委員、今おっしゃられるように、町長の方から町の立場としてはそうなんであるけれども、北海道も今、影響を少しでも小さくするということについて検討しているようだ。したがって、町としてはこういうものをやりたいという独自のものを即答できないけれども、道のそういった今後の新たな施策について、北海道から出てきた場合という前提でありますけれども、今後、道との協議の中で考えてまいりたいというふうに町長から6月の段階でお答えをしておりますことは、委員おっしゃるとおりであります。

私どもも、医療制度としては条例通していただきましたから、その後の北海道の具体的な対応としてどんなものが出てくるんだろうということについて注意をしておりましたけれども、今の段階でまだ具体的に出てまいっておりません。

北海道の9月議会の中で、北海道としてはこういったものをしていきたいというものについては、若干情報としていただいておりますが、それも具体的にこういうもので北海道としてはやりますという方針がないものですから、私どもも、じゃ市町村として新たに連携をした負担が求められるのかどうかと。それから、特に障害者の相談機能ですとか、日常生活における支援だとかという抽象的な言葉で、北海道もフォローアップしたいという中身が出てきておりますが、それもじゃ市町村が持っております保険ですとかっていう力をどの場で連携をし、使っていくんだということについての具体的なものもほとんど示されていないという段階では、委員おっしゃられる3カ月間、何をどういうふうに検討してきたのよということについては、率直に申し上げて北海道のものが定まらない中で、私どもも町民課だけではありませんが、保健福祉課も含めて厚岸町としてのこの3カ月間の検討材料について

は、残念ながら持ち得ていないということで、お答えせざるを得ないというふうに思っております。

北海道に今、9月の定例会に向けてやろうとしている中身について、もう少し申し上げますと、先ほど来出ております厚生医療の環境づくりの促進をする、それから相談支援拠点の整備、これは総合的な相談支援体制の整備と、それから精神障害者などの方々のための専門的な相談支援体制の拡充ということが言われておりますし、重度の障害のある方々への支援としては、医療的なケアを要する重度障害者への支援、それから重度心身障害者、障害児が通う場の確保、それから地域生活移行のための基盤整備として、地域生活を支えるグループホームの整備、それから地域生活移行に向けた支援、それから自閉症、発達障害児への相談支援体制の整備、こういった抽象的な箇条書きのものしか、私ども持ち得ておりません。道の9月議会を経て、具体的に北海道としてこういったものを制度化していきたい。については、市町村の協力、連携というものを求めたいというものが出てくるんだろうというふうに期待をして待っている状態でございます。

委員長

1 番。

1 番

さっきも同じことを言ったんだけど、別に今、道の施策をこの場でどうこうというつもりではないんですけども、今挙がっているものを聞いていると、これは北海道給付医療事業があるからやらなくてもいいというものではないですね、どれもね。それとは関係なくやっていかなければならないものばかりですよ。すなわち代替措置じゃないですね、本来やっていなければならぬものを羅列しただけですよ。

それで、道がこの程度の話でお茶を濁して、具体的なものが何も出てこないまま終わると、厚岸町も何もやらないということですか。連携、連携とおっしゃるけれども、道が何かやるのを待っててやればやる、やらなければこっちもやらない、そういう基本姿勢でこの問題について考えているということですか。

それとも、厚岸町としては持ち出し部分あったんですよ、今まで。それが重度心身の部分だけでも700万円ぐらいのあるんですね。だから、改正した3条例全部足すと幾らぐらいになるか、ちょっと私わかりませんが、そういうもので半分ずつ出し合っていたんですね。そうすると、厚岸町その半分については用意してあるんですよ。その部分使っても、一番簡単に言うと、今までの同じことやるけれ

ども、そのお金半分にさせていただきますと、道の方の分はなくなったからというような形ででも、そういう形でできるかどうかわかりませんが、何かをやらなければならないというふうには考えているんですか。その点について明確にお答えいただきたい。

委員長

町民課長。

町民課長

まず、町が幾らかのといいますか、予算をもって支援をしていくという制度につきましては、今現在も腎臓機能障害者の通院交通費補助金というものを、これは北海道も制度として持っているんですが、町独自の上乘せ制度として保健福祉課の方で持っております。

当初、私どもも北海道の施策そのものが、この交通費補助金というものにスタンスを置いて、この拡大等々の施策が出てくるのかなという思いでおりまして、そういう意味では、お金をかけないで何かができるというふうには思っておりません。

委員からご指摘ありましたように、それ以外に出されております項目については、日々の事務の中で、さらに充実をしていかなければいけないという課題のものじゃないかというお話については、私どももそのとおりであるという認識でございました。

そういう意味では、今後の中で、改正前の受給者の方々からいきますと、改正後については、非課税の方は別にしまして、課税世帯の方々には月々の負担がふえるというものを背負うわけですから、そういった意味で、私どもも別サイドでカバーできるものについては、支援体制なり日々の行政事務の中で支援をしていく必要があるだろうということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(「何言っているかわかんないんだよな」の声あり)

委員長

1 番。

1 番

今の答弁だと、私の質問に関して答えているようで答えていないんですね。道が新たに何も出さないときは、厚岸町として独自でもってやるのかと、私聞いているんです。道がやらないときはやらないまま済みますのかと聞いたんです。そしたら、あなたの方は、道の出した何品目だか知らんけれども、みんな本来やっていたらなければならないような話箇条書きにした、その説明して終わりなんですよ。

町はどうなんですか、厚岸町は。しかも、これは新たに創設せい、新たに 1,000 万円だの 2,000 万円だのという金を持ってきてやれと、私言っているんじゃないで

すよ。今まで用意していたお金の範囲内でいいからできないのかと言っているんですよ。また、現に道がこの扶助制度を医療給付事業の改正をしても、その分は自前でもって出してでもやっている町村もありますよね。その情報もあなたの方ではお持ちでしょう。

だから、それを今私は厚岸町の財政の中でやれとは、あえて言いませんよ。今までその分野でもって 700万円だったものを 1,400万円にせえとは言いません。でも、その 700万円は浮いた浮いたで喜んでいいのかということなんです。その点、はっきりお答えいただきたい。

委員長
町民課長

町民課長。

制度、条例でもっている立場でお答え申し上げますと、6月の時点で医療制度としては、北海道と同じ制度でやることについていろいろな痛みはあるけれども、やむを得ないという判断の中で可決をいただきました。

そういう意味では、医療費の受給制度としては、これを独自に拡大をすることについての検討は、今の時点ではする予定はございません。ただ、財革プログラムの話も先ほどから出ておりますが、これがある面でほとんど考えられない部分かなというふうに思いますが、あれもこれもやるということではなくて、何を町の施策としてやっていくのかという選択肢の中で議論がテーブルに乗って、従来あった福祉医療制度についてメスを入れようやと、それが上乘せという独自の政策展開というものが出てくるとすれば、それはその時点で、私ども担当課としての立場でまた議論をさせていただくというスタンスを持っておりますが、条例提案して可決していただいて、今10月からスタートをするということについて、今の時点で医療制度として独自の上乗せということについては、検討しておりません。

これは、部署違いますから、私勝手な判断で申し上げるわけにはいきませんが、先ほど来出ております北海道のいろいろな施策との連携の問題については、主として保健福祉課が関連する業務が多いというふうに思っておりますが、保健福祉課でやってくださいということではなくて、私どもも厚岸町の関連する部署として連携をして対応していくというスタンスでおりますこと、ご理解をいただきたいと思いません。

委員長
1 番

1 番。

最後にします。

押し問答してもしようがないので、担当課としては小さく小さく、狭く狭くというふうには枠の中に入れてしまうように、私の質問をぎゅっとひねっていくというのは、高等技術であろうと思います。私は何も医療制度として、前回の条例変更をやったものを無にするようなことをやれなんて言っているわけじゃありませんから。

それで、町長にお伺いしたいんですが、町長はこの町に住んでいてよかったと、町民が実感できるような町をつくりたいということをよくおっしゃいます。私も全く同感です。その町民というのは、決して恵まれた人間だけを意味しているわけじゃありませんよね。むしろ非常に困難な状況にある人にほど手を差し伸べなければならぬ。そうでなければ、この町に住んでいてよかったと、だれも思いませぬよね。

それで、あなたはこの厚岸町独自の判断というのは、今即答はできないけれども、影響を最低におさめるような、何らかの方策を打ちたいんだということをおっしゃいました。

それで、今聞いたら、この3カ月というものは、担当課はただ道の何かが出てくるのをひたすら待っているだけで、自分たちとして独自の検討というのはなさっていないということもわかりました。これではやはりよろしくないんじゃないかと思えます。決して医療制度として条例変更したから、違う医療制度をつくれと言っているわけじゃなくて、いろいろな総合的な意味で、やはりなるほど厚岸町はこれにかわるものをやろうとしているんだ、あるいはやるんだということをやったりこの道のこの事業の見直し改正と称する打ち切りによって、非常に困っている人たちは期待しているわけですよ、厚岸町の救いの手を。その点でもって、町長はどのようにお考えですか。

委員 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

今日の福祉政策、極めて少子・高齢、さらにはまた障害者等を含めて大変な時代を迎えております。しかしながら、一方、行政改革という中で、いろいろな問題が惹起をされておることも事実であります。

先ほどから弱者という問題があります。言葉としては、区別する立場の中での表現かと思いますが、私は弱者切り捨てとか、そういうことは考えておりませぬ。身体障害者であろうと、健常者であろうと、町民皆平等であります。そういう面に対

しては、やはりあれもこれもじゃなくて、あれかこれかという時代を迎えておると考えております。

そういう中で、財政厳しい折の中でいろいろな議論、また北海道の2分の1制度が切り捨てになったという立場での法改正、条例改正があったわけでありまして。その後、私なりに、また町村会といたしましても、その対応策については、北海道に対しましてもさらに要望しておるわけでありまして。それが、今回のいろいろな改めた議論になっておるかと思うわけでありまして。

そういう意味において、私といたしましては、町独自で何かやる方法はあるんじゃないのかということについては、前向きに検討しなければならないと思いますが、しかしながら、財政が浮いたからそれを使っているいろいろな事業をやったらどうだということについては、私はそういうことにならんとおもうと思っています。

やはり、厚岸町の財政を考え、将来の平等ある日の当たる行政というものは、大事なことであると思っておりますので、その点については、道の考え方が、今後どういう姿になってくるかしばらく様子を見ながら、財政が許すならば厚岸の独自の考え方もまた浮いてくるのではなかろうかというふうに考えておりますので、現段階では、こういうことをやりますという答弁ができないことについては、ご理解をいただきたいと思っております。

(「これ以上言っても……」の声あり)

委員長

いいですか。

他にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、進めてまいります。

4目、老人福祉費、7目社会福祉施設費。

2項、児童福祉費、1目児童福祉総務費、3目母子福祉費、4目児童福祉施設費。

ございませんか。

(なし)

委員長

進めてまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

1番。

1番

この節のところに書いてある説明欄の有害動物対策、これ具体的に何を意味して

いるのでしょうか。

委員 長

町民課長。

町民課長

今回の補正にかかわります有害動物につきましては、この夏非常に大量発生をいたしましたスズメバチの駆除でありまして、これを今年度、平年ですと年間20件から30件の出動で大体駆除できるのでありますが、今年度は100件を超えて対応をしております。そういう意味で、ハチを駆除する薬剤の補充という補正を今回お願いをしているということでございます。

委員 長

1 番。

1 番

スズメバチは、山の中だとかそういったところに入っていく限りいなと思っている人が大変多いんですね。だけれども、現実に厚岸の場合には、町の真ん中でも出るわけですよ。それで、私も現実に死にかかった人の例を数年前に遭遇しているわけですが、それで、やはりスズメバチに対する、あれは女王バチが来てぱっと巣をつくるんですね。そして、自分の子ども育ててそれが働きバチになるという形のように、その巣をつくっている段階で知らない人は何かきれいな巣ができていかなんかということ喜んで見ているというようなのも、実際に私そういう場面も見ているわけです。

ですから、やはり知識をきちんと持ってもらうことも非常に大事であろうと思うんですが、そういう点ではどういうことをなさっていますか。

委員 長

町民課長。

町民課長

委員おっしゃられるように、私どもも担当するまではまるっきり素人でありましたから、そういう意味で、先に従事をしている職員からいろいろ注意点を受けたりということで、実際に現場に行ってハチの駆除をするという繰り返しの中で、いろいろなことを学んでくるわけでありまして。

今現在行っておりますのは、周知の方法としましては、駆除に行ったお宅に伺ってスズメバチの習性やら、それから刺された場合のいろいろな対応についてつくったチラシをお渡しをして、そこで説明をする、あるいは皆さん関心持って集まってくるので、集まってこられた方にも、そういったものを配付をして重々注意をしていただくということをやっております。

それで、おっしゃられるようにスズメバチ何種類かありますけれども、本州で俗にいう黄色スズメバチというのは、非常に攻撃的でありまして、そういう意味では、

巢に近づかないということが大原則になりますし、刺された場合には、症状を確かめながらすぐ言語障害が出たり、呼吸がおかしいぞというときには、冷しながら医療機関にかかる等々のこととお話をしているわけであります。

毎年という形ではありませんが、広報紙にもスズメバチの時期になりましたというようなことも、大きな紙面ではありませんが、載せているところであります。

そういう意味で、今後におきましても、今年多いということは、恐らく来年も再来年も多いのではないかというふうに思っておりまして、委員おっしゃられるように、目に見えるところのごく一部であります。そういう意味で、圧倒的に多くは人の目に触れないところで繁殖をしているというふうに考えておりまして、そういう意味では、来年も再来年もひょっとしたら今年並みにハチの異常発生があるのではないかということで、今担当の方とも話しておりまして、そういう意味で、今後とも住民向けの予防PRについて意をしていきたいなというふうに思います。

委員長

よろしいですか。

1目、他にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、進めてまいります。

3目墓地火葬場費、4目水道費、6目乳幼児医療費。

2項環境政策費、1目環境対策費、4目ごみ収集費、5目し尿処理費。

ございませんか。

(なし)

委員長

進めてまいります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、5目農地費、7目農業施設費、8目農業水道費。

2項林業費、2目林業振興費、5目特用林産振興費。

1番。

1番

厚岸町の主要産業に育っていくべくキノコ菌床センターというのをつくって、そして生産農家と言っていいんでしょうね、それを育てているそういう事業ですよ。現在、道内の消費量というのはどのぐらいあって、それから道内の生産量全体でどのぐらいあって、厚岸町が生産量というのはどのぐらいあるんでしょうか。概数で結構です。

委員長 いいですか。

農政課長 農政課長。

農政課長 道内の生産量については、ちょっと今ここに資料を持ち合わせておりませんが、国内の生産量につきましては、平成14年度で6万4,000トン、それで消費量につきましては9万2,000トン程度のものが消費をされている状況にあります。

（「全道の間違いじゃない」の声あり）

農政課長 全国です。全道についてはちょっと申しわけないんですが、資料。

（「全国のを聞いてもしょうがないからさ、厚岸町で言ってください」の声あり）

農政課長 町内でありますけれども、平成14年度で198トンの生産がございます。

委員長 1番。

1番 今、私の隣にいる安達さんにお聞きしたんですが、道内の消費量で約4,000トンだそうですね、覚えておいてください、課長。それから、消費量が6,000トン切る程度だそうですね、5,000何百トンだそうですね。これは余り正確な数字じゃないというふうにお隣はおっしゃっていますけれどもね。だけれども、まあそんなものだと思います。

そうすると、今、「ロットをとる」とかという言葉があるんだそうですねけれども、厚岸町が持っている生産の割合というのは、既に5%になっているわけです、道内消費量の。そして、これは5番とか6番とか、オリンピックなら入賞というやつですね。そのところまで来ているんです。それだけ育ててきたわけですね。

これは、もちろん当事者である生産者が、お隣にいるから言うわけじゃないけれども、非常に熱心に生産に従事したということもありますし、また同時に町がそういう生産者に生産意欲を持って従事してもらうように、いろいろな方策を講じてきたから今日ここまで来たわけです。私はそのことは非常に高く評価しております。その上で申し上げる。

先日の私の一般質問の中で、カキの種苗の話に関連して生産物の売り払いということで、キノコ菌床センターの取り扱い、キノコ菌床センター条例施行規則の中できちんと決められているんですけれども、菌床引き渡しについては、前日までに代金を全額払わなければならないというシステムになっているということについてお聞きしたんです。

そのときの担当者の答弁は、私にとってはどうしても納得できかねるものなので、今もう一度改めて確認のためにお聞きします。その理由としてあなたの方では、1番目には、個々の生産者の信用力に問題があるからだというふうにおっしゃいました。それと2番目の理由としては、年度末にかかるために、いわば支払いが遅くなるというふうなことになるという帳簿を締めることができないと。したがって、帳簿整理という事務上の問題があるので、前金でお願いしております。この2点を挙げられましたね。

前回の答弁の私の記憶に間違いがありますか。まず、その点、事実の確認をいたします。

委員長

農政課長。

農政課長

そのとおりでございます。

委員長

1番。

1番

大変おかしな話だと思うんですよ。この場合、信用力というのは経済的用語ですよ。経済用語、もしくは法律用語の信用ですね。日常用語としての信用じゃないですよ。どういうことかということ、経済的にいわば力があって、即時同時履行ならば信用ゼロと考えて、1日待ってもらえば、この人は信用が1日あるという言い方をするんですが、そういう意味ですね。

ありていに言えば、キノコ生産者はお金がないから、前もって代金だけ渡して後から払ってくれと言ったら危なくてしょうがないんだと言ったのと同じですよ、我々レベルでいうとね。

それから、年度末で帳簿の事務が大変だというふうにおっしゃっているのはわかりやすく言えば、前もって渡して代金後からにしてもいいよと言ったら、いつ入ってくるかわからない。いつまでたっても、帳簿も締められないし事務できないから、これは前もってもらわなきゃだめなんだと言っているのと同じことですね。

非常に内向きのいわば事務を担当している人の都合だけをおっしゃっている。最初、このキノコの事業は特別会計でした。一番最初から特別会計だったか、ちょっと今記憶ないんですけども、この事業を行うというときは、総務課長、今深くうなずいていたけれども、非常に議会でもそういうものやっつけていけるのかと、あるいはうたい文句どおりに意欲を持って生産者を育てることができるのかということで、議会でも大いに議論されました。

そのときに、この議場でなのか、議場の外でなのかまで、ちょっともう私も大分前なので忘れたんだけど、この代金前払い方式というのについても、これは生産者の意欲を高めるために一見厳しいようだけれども、こういうやり方をすることで、生産者の意欲を持ってもらうという一助になるんだ。そのかわりいわば資金的な部分での、いわば道をつけるとか、あるいはいろいろな技術、そういうものについて援助するとか、あるいはいろいろな情報をどんどんと提供するとか、そして外から入ってきた人には住宅の提供も行うとか、いろいろな方法を考えて育てていく、生産者に育ててもらって、援助をすると、それがこの事業なんだ。

だから、一から十まで全部生産者の生産意欲を高めるための方策なんだという話聞いていますが、そうではなかったんですか。この前金という部分については、そんなことは何の関係もないと、こっちの都合だと、ましてやそんな細かい業者相手にしていたら、いつ金入ってくるかわかんなくて不安だから、前もってもらうんだと、そういうことだったんですか、明確にお答えいただきたい。

副委員長 答弁調整のためちょっと休憩いたします。 休憩時刻 18時44分

委員長 再開します。 再開時刻 19時01分

農政課長。

農政課長 時間をとらせていただきまして、申しわけありません。

この菌床代金の納入の方法ということで、昨日、私の答弁で信用性というような言葉を言ったという部分については、言葉不足にとられたということについては、大変申しわけなく思っております。

真意につきましては、そういった意味を申し上げたということではなく、自治体におきましては、こういった取引の部分については、前金を前提とするということで財務規則等にもうたわれているところでありまして、それで、特に町長が認めるといった場合には、後で代金納入ということもあり得るわけでありまして。

この施設の運営を開始した当時につきましては、非常に初めての経験でありまして、この条例の制定の段階で代金をどういう形で徴収をするかといういろいろな検討をした中で、通常道の内の企業の取引においては、同様の菌床を扱っている取引におきましては、こういった前渡——前金渡しという形がとられていたというようなこともありまして、まずこれを踏襲をしたと。それから、ただいま申し上げた財

務規則でこういう形で定められていると、これが大前提になるわけでありませう。

それと、当時はこの菌床を経営する段階で、施設を設置する段階で菌床代についても、融資の対象になったというようなことがありまして、そういった信用性というような問題は、当時はなかったということでございます。

そういったことで、昨日の答弁につきましては、そういう真意を申し上げました内容でないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長

1 番。

1 番

時間もないし、余りやりませんけれども、要するにこの事業の目的は何なのか。そして、その事業の目的に沿って個々の施策ができていていることをやはりきちっとかみしめてほしいんですよ。そんな自分たちの帳簿の締めが何日だから遅くなったら困るとか、ましてや個々の生産農家が聞いたら憤慨するようなことが、平気で口にできるということは、何のために自分がその衝にあって、何のためにこの事業を進めているかということが性根に座っていないということの意味しているんじゃないかと、そういうふうに疑われるわけですよ。

私は、あなたを個人的に知っているから、決してそんな人でないということはおわっているから、あえて今、その訂正をする場をつくったわけですよ。そのことをよく思って至っていただきたい。

それから、事業というのはほかでも全部そうなんですけれども、一つの目的があってやっているわけですね。そうすると、個々の1つ1つの施策は、全部その目的に修練されるものでなければならぬんです。そのことは、よくきちんとしておいていただきたいわけです。

委員長

農政課長。

農政課長

私のこういった気持ちがこういった発言でとられたということは、大変残念でありますけれども、やはり今後においても上尾幌の振興と、そしてキノコ産業の振興という形を性根に据えまして、いろいろな部分で取り組んでいきたいというふうに思っております。ご理解いただきたいと思っております。

委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、進みます。

3項水産業費、1目水産業総務費、2目水産振興費、3目漁港管理費。

5番、中川君。

5 番

ここで課長と議論して、質問したいなと思うんですけども、課長も記憶にあると思いますけれども、今年の5月のころでしたか、私、4年間落選していなかったものですから、いろいろ課長のデスクで水産行政について質問させていただきました。その際に、この組合の市場の端から無線局の前をしゅんせつしていましたね。それで、今問題になっていますカキセンターに塀というか、あの通りを閉鎖して、そしてくみ上げた、しゅんせつした土を水切りしまして、そしてどこか宮園の方の体育のあそこへ投げていましたね。

その件で、しゅんせつしているのはアサリ島の皆さんが、今一生懸命突っ込んでいます。あなたも水産課長ですからご案内だと思いますけれども、そのやつが流れてきてあそこにたまっているんですね。そして、その予算はと言いましたら、これは国の直轄だという話も記憶していると思うんですけども、いやいや中川さんの言っているの全然違いますよと、出てきて掘っている砂地のあれは、漁民の皆さんが島に入れているものと全然違いますので、そしてまたおまけにあなたが言うのは、島の上をちゃんと早く言えば塀ですね、塀しているから、島からは絶対土が流れてこないんだと、こういうようなお話もしまして、いや私はそうでないよと、こう言っていましたけれども、議論がかみ合わなくて、私もあなたの机のところから帰ってきたんですけども、水産課長として、今でもそのような、まず認識をお持ちですか。

我々漁民は、もう悪いんですけども、大橋から向こうにもうお供山が1つも2つも厚岸港の中に入っているという、ちょっと大げさですけども、それが流れてきて、結局干潮になりますと、市場の前から門静苦多の方に、これが干潮で流れてきますから、それで皆さんに影響があるわけですよ。

それで、話ししましたら、いやいや中川さん違います。その掘ってあるものと島に入れているものが全然品物が違いますのでと、こういうあなたから答弁していただきました。

何ぼしても、議論が合わないものですから、だけれど優秀なあなたが、そういう私、認識なら困るなと思っているんですけどもね。これは、皆さん入れていますよ、どんどんどんどん。ただ、入れないのは、2月、3月、シラウオ入るんです。

シラウオといいますと、濁りを物すごく嫌うものですから、組合の中で1カ月かそこらは土を入れないように、水濁るから。シラウオはあれ濁りを本当に嫌う魚ですから、そういうことで入れませんけれども、結局アサリ掘って、せっかく固まったなと思ったら、掘れば今度干潮でどんどん流れてきます。そうすると、また入れるんです。そしたら、あなたは島をぐるっと堀しているから、いや流れてきません、こういう話なんです。

だから、そういう厚岸の水産課長として頑張っていたのに、あなたがそういう認識かなと思ってちょっと生意気な言い方ですけども、その辺のちょっと考え方をお聞かせください。

委員長

水産課長。

水産課長

アサリ漁場の漁場づくりに山砂を入れているということです。山砂につきましては2種類ございまして、ズリと呼ばれる若干石系がまざった土と、それから純然たる山砂と、この2種類を入れているということでございます。

アサリ漁場につきましては、山砂の場合、非常につきもいと、アサリとしての生産物としても非常に値段が高く引き取ってもらえる、そういった利点があるそうです。ズリにつきましては、色も白っぽい色のアサリになりまして、非常に味もよくないという、そういったことなんです。

中川委員から、以前に私のもとに参りましてそういったお話を聞きました。それで私もその時点で、アサリの漁場については土どめをしてありますので流れないと、そういったことは申し上げたかと思えます。

しゅんせつの関係なんですけれども、いろいろな要因があると思えます。湾月町の南防波堤のところに限らず、前回もこの真竜岸壁の沖等々をしゅんせつはしています。しゅんせつといたしましても、先ほども申しましたとおり、いろいろな要因がある。沖からも来る、あるいは川からも流れる、あとは潮流の要因もあるのではないかと思います。私の方の趣旨といたしましては、アサリ漁場が要因というふうな特定はできないと、そういった趣旨の発言ではなかったのかなと思えます。

委員長

5番。

5番

もう一点なんですけれども、これに関係するんですけれども、今あなたも言ってくれたように、自然にたまるんだということなんですけれども、これちょっとまだ話があればなんですけれども、私が1回厚岸福祉センターで結婚式をやりたいと

いうことで、一般質問をさせてもらいました。

その後もなかなか結婚式が厚岸でないものですから、結局釧路が多いんですね。そうすると、私も何回も案内あっていくんですけども、そうすると、漁師の人は結局アサリ、カキやっている人、それから高校の実習の先生方とも釧路の結婚式の行き帰りでお会いしまして、こういう話があるんですね。

課長もご存じのように、厚岸水産高校、これは函館と小樽と3校の実習船、主に若竹が使われているようですけども、新聞紙上でおわかりのように、厚岸に来れないんですね。来れないということは、若竹町の岸壁が浅いんだそうです、課長もわかっていると思いますけれども。ですから、もう水も、油も全部抜かなかつたら650トンぐらいですね、あの若竹ね、それが岸壁に着けないんだそうです。

そうすると、若竹町の岸壁に着きますと、学校関係者、生徒、後輩、あるいは家族の者の人方にテープを切って、そして出港するんでしょうけれども、それが浅くて水も何も全部抜かなければ、あそこに着けないんだというようなお話で、ですから、私その質問したときに、国の直轄でどこを掘っているんだということなんで、もしそのまた機会がありましたら、国直轄で、いつになるかわかりませんが、あの辺の周辺も掘っていただいたらどうなのかなというような要望ありまして、ちょっと長くなりましたけれども、アサリの島の関係があるから今話したんですけども、もしそういう機会がありましたら、今はもう昔と違いまして、昔ミールなんかのイワシのあれで大きな船が着いたんですけども、今余り着かないようで、若竹に着けないんだそうです。

ですから、せっかくの実習船の高校生が実習に行かれるんですから、やはり地元が送り出してやりたいな、一町民の考え方でもありますし、そういうことでひとつ機会がありましたら、国の方にその直轄事業でしゅんせつをしていただくように町の方からお願いしていただきたいというのが、私の意見でございます。よろしくお願ひします。

委員長

水産課長。

水産課長

ただいまのしゅんせつの関係でありますけれども、確かに水産高校の実習船がマイナス7メートル岸壁の方に着けられないと、こういった状態は聞いています。釧路の方に家族が見送りに行って、釧路の方から出港しているということです。

この実習船の船長さんが、大変ベテランの方だそうで、相当技術的に上なんです

けれども、ちょっと厚岸の漁港についてちょっと難しかったと、そういったようなお話も聞いています。

釧路港湾事務所の方でも、その状況は新聞報道とかでつかまえておりますので、国直轄での泊まり地しゅんせつですけれども、今後も要望してまいりたいというふうに考えております。

5 番 よろしくお願ひします。

委員 長 他にございませぬか。

(な し)

委員 長 進めてまいります。

5 目養殖事業費。

1 番。

1 番 4 目になるんですけれども、漁港建設費は……。

委員 長 申しわけありません。

4 目漁港建設費。

1 番。

1 番 漁港建設なのか管理なのかというようなところなんです、ここに床潭とあるものですからちょっとお聞きしますが、実は床潭漁港の船を係留する金具というか施設というか、それが傷んでいるんですよね。それで現地では大分苦勞しているようです。

それで、今回の大しけのときも大変恐ろしかったというような話も出ていまして、何か今年道の方で修理をするんだという話は現地でも聞こえているんだそうですが、春にそういう話が聞こえて、やれうれしやというのが、台風が来てもまだ直っていないということで、一体いつになるんだろうと。ただ、私も聞かれたので、いやいやそれ道のことだから、町の方に直接どうしてくれると言っても、それはうまくないんでお願いしますというふうに丁重に言った方がいいよということは言っておいたんですが、道の方との間では、どのようになっていますか。

それから、いつごろ着手してできあがるという、何月にはちゃんとできますよということがきちんと現地におりないと、やはり不安だと思うんですが、このあたりちょっと説明していただきたいんですが。

委員 長 水産課長。

水産課長

3月でしたか、床潭漁港の関係で係船カンのご要望ということで承っております。土現の方からは、今年度補修できるということでした。その時点で時期は明確には、私の方も答えておりませんでした。土現の方では昆布漁が終了後、着手をしたいと、行いたいということでした。

このほかにいろいろな北海道の単独事業ございますけれども、これらほとんどすべてなんですけれども、昆布終了後でないと工事ができないと、漁業活動に支障を来すということで、昆布終了後、着手するということがございました。

この件につきましては、利用されている方のうちお2人の方については、その旨、お知らせをしております。あと数人おられるはずですが、確かにあそこの場所につきましては、皆さんそれぞれ工夫されて、いろいろな方法で何とか係船カンの維持に努めてきたということは見えております。それも限界に来ているということも承知しておりますし、土現の方にもその旨伝えてありますし、実態見ておまして、それで今回補修ということになってございますので、残った漁業者の方についてもお知らせをしたいというふうに考えてございます。

1 番
委員長

いいです。

よろしいですか。

では、進めてまいります。

5目養殖事業費。

5番、中川委員。

5 番

私から、すぐ終わりますけれども、今回の一般質問で私を含めて9人の議員が一般質問されたんですけれども、その中に隣の佐藤議員とそれから室崎議員が一般質問でシングルシードの件につきまして、質問をしていただきました。

本当にお2人は優秀な議員でございまして、私も聞いていたんですけれども、その質問に対しまして町長の答弁もこのシングルシード、厚岸のブランドにするんだと、課長も聞いていられたと思いますし、私もここに座っております、沿岸漁民の一人として町長の厚岸の沿岸漁民のために一生懸命やっただく、その姿勢を伺いまして感激して聞いていた一人でございますが、そこで今、課長にお伺いしたいんですけれども、その肝心かなめの私が言います、ちょっとこれは公式の場であなから答弁もらえるかどうかわかりませんが、今、町が2人の議員の一般質問で町長の意見を言っていたいただきました。

これだけ厚岸町が頑張っていたのに、肝心かなめの組合が、漁組が職員やら役員さんの姿といますか、これ私、あなたが組合でそれぞれ接触していると思いますので、その点の姿をまず見ていただければ聞かせていただきたいし、もし言えなければ、私の方からせっかく町長がやる気になっているのに、何か水差すようでございますけれども、言いたいなと思っていますけれども、もしあなたが差し支えなく答弁していただければ、お聞きしたいと思います。

委員長

水産課長。

水産課長

漁協の対応の件でございます。

漁業組合の関係につきましては、指導部を中心に町と一緒に原因究明、あるいは状況把握、そういったことに取り組んでいただいたというふうに思っています。

漁組の方では、従来から漁場環境調査ということをやっております、データの蓄積もちろん行っています。それから、シングルシード養殖協議会という団体の事務局を担当しているということで、漁業者からの意見、要望もまとめていると。今回についてもそのような形でまとめていただきましたし、データの提供も行っていただいたということでもあります。

町、それから漁組、それから組合それぞれ役割分担、そういったことで相互に協力していただいているというふうに思います。

委員長

5番。

5番

課長からは、非常に生意気な言い方ですけども、そのぐらいだろうなと答弁聞いているんですけども、実際に一般質問でも室崎さんが、私の友人からといって何回も質問の中で言っておられましたけれども、私も先輩であるこの友人、一生懸命シングルシードやられていますから、この話を聞いています。

町長も答弁していましたように、シングルシードが37件しかないんですよ、あなたもわかるように、そうすると佐藤議員も質問していましたけれども、宮城からホタテ板についてくる、あれをやるのが160何件あるんだそうですね、何かあるんだそうです。

それで、シングルシードやられている業者が、これは組合のことですから、こんなこと言うと、今言いましたように町長がせっかく頑張ってくれてくれるというのに何か水差すようですけども、結局圧がかかるんだそうですね、あなたそのこと聞いていますか。

結局、その数が多いわけですよ。ですから、シングルシードを37件もの人たちが一生懸命つくっても、結局上場する厚岸の中央卸市場に、はい3月いっぱいまでしか上場させるなよとか、それを組合の役員を通じてシングルシードの業者に来るんだそうですね。

そういうことや、それからこれは前の水産課長、そばにおられますから聞いていますし、わかると思いますけれども、今宮城から種カキ来てやっていますけれども、それが足りないものですから、今度粒ガキで入ってきていますね、あなたわかるようにね。

そして、今、間もなく始まるカキ祭りに厚岸のカキでございますと言って出てくんだと思いますけれども、やはりそういうやり方していけば、最近聞きますと、今度はひどくて向こうから袋に入れてむいてくるんだそうですね、むいたカキを持ってきて、そしてこの水で袋に入れて、はい、厚岸のカキでございます、市場を通すかどうかわかりませんが、そういう自分たちの首を真綿で絞めるような、だからその役員さんたちも、私も昨日休みでしたから、こういう質問するのにいろいろ考えながら、だから、今、課長から答弁もらいましたけれども、何か組合員が今、養殖部会の方に任せちゃって、言葉は悪いですけども、丸投げして、そして養殖部会にやらせているんじゃないのかなというのが、これはここに関係ないですけども、我々の商売でもそうなんです。結局丸投げしていますからね、そしてやっていますから、ですから、今、課長はそのような答弁してくれましたけれども、私はいささか心配なんですね、今、あなたの答弁にですね。

だから、最後にお願いしたいことは、これは町長でもそうですね、私の3月だったか6月だったか忘れちゃったけれども、厚岸の漁業組合に対しまして、農協、農業の関係と一緒に同じくらいの指導をお願いしたいという私、一般質問をしました。そしたら、町長の答弁では約2,000万円の金額を単費で厚岸の組合に入れてくれています。それで後は、その物によっては、道なり国なりに厚岸町から通じて、一生懸命我々の漁業関係に町が力を入れてくれています。

ですから、そういうふうな状態ですので、だから、厚岸町も金を出していただいていますから、課長も町長も金出す反面、口も出していただきたい、これが私の考え方なんです。そうでないと、せっかく町長がこの間の答弁でも、それから今までの私の一般質問の答弁でも、物すごく力を入れてやってくれているのに、組合が

全くの、私は非常に恥ずかしいですけれども、沿岸漁民の一人として、だからその辺、お金を出していただく反面、口も出していただきたい。そういうことで、生意気な言い方でございますが、質問させていただきました。よろしくお願いします。

委員長

町長。

町長

私からお答えをさせていただきます。

何と言いましても、厚岸の基幹産業は漁業であります。漁業が栄えなくして厚岸の経済の活性化はないわけでありまして。そういう意味において、漁業協同組合と行政は一体でなければなりません。そういう意味におきましては、私は今日の漁業と厚岸町の関係は良好な関係にあると認識をいたしておるわけでありまして。

今回のシングルシードにおきましても、このような災害になった。これは大変なことだと、今組合ともどもその対応に奔走をいたしておるわけでありまして、どうかそういう面については、行政の責任もあるかと思いますが、さらに漁業協同組合と密にしながら基幹産業を守り、振興させるために頑張ってもらいたいと、かように思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

1 番。

1 番

資料の提出をいただきまして、ありがとうございます。

この資料で見ますと、いろいろな経費を全部足して、それを生産個数で割って単価を出すと、個々の今時間もないし細かいのはいいですよ、ということでやっているわけですね。人件費、運転経費、施設維持費、その他消耗品費というものを足して総額をつくりますよね。それで 100 個つくれば 100 で割ると、1,000 個つくれば 1,000 で割ると、そういうような形で単価の算出をすると、いよゆるコストというのかな。それに対して 3 年特例と、それから今回だけの特例という 2 つの計数 0.65 掛ける 0.5 で売値というんですか、それを出すという形になっているということですのでよろしいんですね。

委員長

水産課長。

水産課長

お答え申し上げます。

ただいまおっしゃられた計算式 1,200 万円の総体経費のうち、それを個数で割るということです。35% 引きにし、さらにそれを 0.5 掛けるということなんですけれども、この 0.5 につきましては、現在まだ協議中でございます、漁協と調整中で

す。

委員長 1 番。 1 番 町としては、そういう考えで提案していますよと、そういうことですね。

今回、こういう異常事態がなければ、今こういうことはなかったと思うんだけど、春も 450万個つくったんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 春の出荷分につきましては 398万 2,000であります。

委員長 1 番。

1 番 春の場合には、分母は 398万だったんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 春の場合、総体経費に種苗生産というか、歩どまり 600万ほど作りまして、その歩どまり75%ということで、450万の計算で出た単価で販売をしているという内容です。

委員長 1 番。

1 番 今のと幾らか違い出ました。大体同じですか。

委員長 水産課長。

水産課長 ほとんど同額、ほぼ同額ということでございます。

委員長 1 番。

1 番 厚岸町カキセンター条例施行規則の附則に別表の 8 条関係というのがあるんですよ。そのところではカキ種苗、品名、区分、販売単価というのが書いてありまして、これによりますと 600万個未満というのが、これ 1,000個になっているから、1 個に直すと 2 円83銭 5 厘というふうになっているんですね。これは、現在もこう記されているんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 2 円80銭というのは、消費税を加えた単価ということでございます。私の手元に今ちょっとあるのは、消費税の公示前の金額なんですけれども、2 円80銭の単価につきましては、消費税を加えた金額ということであります。

委員長 1 番。

1 番 いやいや 600万個未満は 2 円83銭 5 厘、600万個以上 900万個未満は 2 円52銭、900 万個以上は 2 円20銭 5 厘、こういうふうに書いています。センター条例施行規

則でもって、この個数ではこれだけ決めてあるのに、1回1回こういう計算して、毎回それぞれに出すんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 今回は、平成14年から16年までの3年間の試験期間、販売促進期間ということで設けておまして、それで覚書によってそれぞれ試験期間であります。別表1では、種苗単価から35%減額した普及促進単価を定めると、このようになっております。

ですから、今回毎年見直しするのではなくて、今回見直し期間3年経過したということで、今回見直しのための単価を再計算したと、そういう内容であります。

委員長 1番。

1番 それ違うでしょう。施行規則の附則の2条、そのところで読みかえ規定があつて、この別表のそれを3カ年の期間というんですか、種苗普及推進期間として8条の規定にかかわらずというふうになっていますよ。だから、これは今回については、使わないということなんですか。それは何条何項に基づいてそのようにしているんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 現在も使っております。

委員長 1番。

1番 じゃもう一度聞きますね、2円72銭というのはどこから出てきたんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 附則の方で、別表8の方で販売単価については2,835円でありました。附則の2条の方に平成14年から16年までの特例ということで、ただし書きがございます。それで、この特例がこの平成16年まででございますので、今回再計算をいたしました。その結果、ほぼ同額となったということでございますので、今回、種苗単価の変更はないということでございます。

委員長 1番。

1番 最初の答弁と違うでしょう。あなたの方でもって2円72銭というのは450万を分母にして2円72銭を決めて、掛ける0.65掛ける0.5、0.5は今回だからいい、0.65でもって出すというふうに言っているんじゃないですか。ところが、施行規則の方でいうと、ちゃんと円でいうと1,000分の1まで出ているじゃないですか。合わないでしょう、話が。

それで、平成15年までこうだと、16年からはこうなんだと言っているんならいいですよ。これ16年って、今16年でしょう。そしたら、この施行規則によらないということと言っているのと同じでしょう。それがほんのちょっとしか変わらないから同じなんだなんて、そんな話ではないですよ。ほんのちょっとか、大きく違うかは、人によって違いますよ、そんなことは、どうですか。

計算方式が違うでしょう。根拠が違うでしょう。

委員長

水産課長。

水産課長

この表につきましては、1,000個単位で、従来までは1個単位での数値を載けておりましたけれども、消費税法の改正ということで、4月1日から消費税込みの価格ということになっておりますので、1,000個当たり2,835円、これは消費税込みという数字でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと資料につきましては、お手元の64号説明資料につきましては2.72円というのは、消費税が加わっていない金額、それでこれにつきましては、1個単位の数字であらわしたという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

1番。

1番

いやいや2円70銭になるんですね、消費税抜くとね。だけれど、こっちは2円72銭になっているんですよ。それは今回の経費を450万円で割ってあるんですね。あなたの方から出てきた資料、違うんですか。それとも、こここのところでもってある程度の数字は出ても、条例でこうなっているから、2円70銭にするんですという話、あなたの方からないでしょう、一番最初の説明のときに。だから、根拠違うんじゃないかと言っている。

委員長

水産課長。

水産課長

何回もすみません。このお手元の資料につきましては、単価の算出ということで、あくまでも総体金額を個数で割った数字でありまして、この数字で売ると、そういったものではございません。

単に、総体経費を個数で割った数字ということでもありますので、あくまでも条例規則に基づいた単価ということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

1番。

1番

だから、私最初念を押したんですよ。掛ける0.65掛ける0.5で今回やるんです

ねって言ったら、はいと言ったでしょう、あなた。何で違いますって、これは2円70銭というのは出たんだけど、条例の方でこうなっていますから、2円70銭に0.65を掛けて、そして0.5を掛けるんですって何で言わないんですか。私のような何もわからない純真な人間は、あなたの言うことをまともに受けるんですよ。だめです、そんなことでは。

それで、まだお聞きします。それで、何で分母450万なんですか。1,000万じゃないんですか。平成16年9月7日の釧路新聞を見ますと、種苗約1,000万個の生産体制で稼働しているって書いていますよ。1,000万個の生産体制で稼働していながら、単価の計算のときには450万で割るんですか。

委員長 暫時休憩します。 休憩時刻19時46分

委員長 再開します。 再開時刻19時46分
水産課長。

水産課長 ただいまのご質問でありますけれども、新聞に載っている1,000万という数字がなぜ450万になるのかということでありまして、従来から歩どまりがございまして、先ほど申したと思うんですけれども、歩どまりがありまして、良い種苗を販売するということでございまして、歩どまりを計算して、それが450万になるということでございます。

委員長 1番。 1番
何かちょっとわかったようなわからない説明ですね。歩どまりとかなんとか全部入れて生産体制じゃないですか、最終的に生産するのが。いいですか、100個の今カボチャ生産するとしますよね。そしたら、種まくときに100個分だけしかまいたりなんかしませんよ。歩どまりというのは必ずあります、スグリもありますし、そして、最終的に100個出荷できれば100個の生産体制じゃないですか。新聞で見れば1,000万個の生産体制って書いているでしょう。1,000万個の生産体制でやっているんじゃないんですか。それとも新聞はでたらめ書いたんですか、どういうことですか。

委員長 水産課長。
水産課長 新聞報道は、現時点でのその生産体制の1,000万という数字でございまして、1,000万の現在種苗があるということでございます。

今後、歩どまり、そういった間引いて、中にはいいものとよい種苗体制を生産すると、販売するというので 450万という数字でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

1 番。

1 番

生産体制という言葉は、450万をつくるのに1,000万であろうが2,000万であろうが450万をつくれれば、450万の生産体制でしょう。あなたの言っているのは、今1,000万の生産体制、歩どまりが悪くなると450万の生産体制、そんなもんじゃないでしょう。ちゃんと説明してください。

これは、そうすると新聞記者が、現在持っているのが1,000万の種苗だということを間違えて、ろくに理解できないで1,000万の生産体制って書いたということですね。釧路新聞がでたらめを書いたということですね。

委員長

水産課長。

水産課長

こちら側の説明の不足もあったかと思えますし、こちらの認識と記者さんの認識の違いということでないかなというふうに思っております。

委員長

1 番。

1 番

そういう話で過ごしていたら、いつまでたってもまともな報道はしてもらえせんよ。どういう言い方をしているのか、マスコミに対してどういうものを発表したらいいいのか、情報管理ができていないということでしょう。

もう少し言います、この記事について。一般質問のときに、時系列でお話を聞きました。そうしたら8月5日に大量死を確認して、その後10日、11日と町長にも言って、現場も見に行った。中では、また8月13日に町長に説明して協議した。20日には、町長、助役、水産課入れて、そして再出荷の協議しているというふうにあなたおっしゃっている。

この記事によると、町では貝が死に始めた7月から再生産の下準備をしていると書いている。これはどこから出てきたんですか。はっきりそこ言わなければだめなんだ。

委員長

水産課長。

水産課長

釧路新聞の9月……

(「答弁者かわります」の声あり)

委員長

カキセンター所長。

カキセンター
所 長

この新聞の報道につきましては、一部誤った報道がされておりますので、その日の朝のうちに新聞記者の方へ電話をかけまして、その辺のところを正したところ、間違った報道がされたということで、嚴重抗議をしております。

委 員 長

1 番。

1 番

いや、新聞読むんですよ、生産者は。そして、役場の方と聞いている話がぼんぼん出てくるというので、不信感を持つんですよ。どこがどういうふうに違ったんですか、ちゃんと言ってください。一部間違ったのがありまして、電話で抗議いたしましたなんていう話では、生産者は納得しませんよ。あなたが何て言ったのか。1,000万個についてもそう、それから、今私が聞いたその7月からの再生産下準備をしていたという件でもそう、あなたは何てちゃんと説明しているのか、ちゃんと説明してください。

委 員 長

カキセンター所長。

カキセンター
所 長

お答えいたします。

まず、100万個体制で稼働とありますが……

(「1,000万個だろう」の声あり)

カキセンター
所 長

すみません、1,000万個でした。1,000万個体制で稼働とありますが、これにつきましては、電話がかかってきまして、今現在何個あるのかという電話でありまして、違う電話からセンターの方に一応確認しまして1,000万個あると。で、今現在1,000万個ありますというふうにお答えしております。1,000万個体制で稼働という言葉は使っておりませんし、それがそのまま出荷される予定だとかということも一切申し上げておりません。

それからもう一つ、7月に気づいて7月から種苗の生産体制に入っているということは一切申し上げておりません。記者の方で勘違いされたと思われまして。

もう一点につきましては、記事の中では「自然産卵の時期に間に合ったのは不幸中の幸い」と私が言ったように記されておりますが、これについても一切申し上げておりません。言ったのは「自然の産卵期にちょうど合っていて、冬の期間12月から採苗を行う期間よりも2カ月ほど短くなるだろう」と。それはいつの出荷になるのかということが問い合わせられたものですから、それに合わせてそのようにお答えしたいと。11月に出荷される予定ですというふうにお答えをしております。記者の方では、それを不幸中の幸いというふうに書いたと、その辺については、私も嚴重

に抗議しておりますし、これは記事というか、私が言ったことになってかぎ括弧されておりますので、その辺も十分申し上げたところであります。

委員長

1 番。

1 番

生産者の方では、あなたが一番気にしている不幸中の幸いなんて何も言っていませんよ。だけれども、1,000万個の生産体制とか、あるいはこの7月から再生産の下準備していたとかいうところには非常に強く反応していますよ。それを電話で、いやいやあんなこと書かれたら困るんだよなというような程度の抗議で済ましちゃだめですよ、文書できちんと出さないよ。だって、非常に大事な問題ですから。

今、町長が言っていたように、そういうことについてはきちんと報道機関と誤った情報を流されないようにしなければだめなんですよ。今何個ありますか、はい、1,000万個ですって。そんな話をしなければならぬことなのかどうか。そのことを含めて、やはり非常に言葉は悪いんだけど、マスコミの使い方というかな、そういうものをきちんと考えていかないと、生産者との間の信頼関係というのが、非常に今大事なときですから、だって目の前で渡された種苗死んでいくんだから、それで再交付しますというような話が、今出ているわけですよ。そのときに自分たちが聞いていた話がぼんぼん報道されたのでは、幾ら水産課の担当者が誠意をもってやっても、信頼されないでしょう。だから、私言っている。

それで、まだお聞きします。先ほど歩どまり歩どまりというふうにおっしゃいましたけれども、春のときは600万つくって450万が出荷数であると、あなたおっしゃいましたよね、0.75の計数だと。今度は1,000万つくって450万になるんですか。どういうやり方で進めていくのか、もうちょっと具体的に説明してください。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻 19時59分

委員長

再開します。

再開時刻 20時20分

カキセンター所長。

カキセンター
所長

大変貴重な時間を費やしまして申しわけございません。

出荷の450万個に対してどうして1,000万個なのかというご質問かと思いますが、採苗するに当たっては、出荷のサイズに見合うだけの種苗が同じ数だけ、例えばこの場合450万個ですが、5ミリサイズに450万個をそろえるためには間引きという作業が入ります。

そのためには、最初の段階では数多くの採種を行って、いいものをチョイスしていく、その結果、漁業者に渡るサイズの5ミリサイズで450万個という数字になると、そういった過程を踏むために採苗時には1,000万個、あるいはこれは自然の生産物ですので、きっちり1,000万個つくれるのか、1,100万個になるのか、その時々で変わるという内容のものだと承知してございます。

委員長

1 番。

1 番

随分と抽象的な言い方に終始されていますよね。その程度のことはだれでも推測できますよ。だから、どういう手順でやるのかと聞いている。そこらがきちんとできないというのが、ちょっと不思議なんですけれどもね。

それで、先ほど春のときは600万こしらえて450万にしたと言っている。今は1,000万で450万にすると言っている。1,000が1,100だったり200だったり、それはもう自然のものだから当たり前でしょうけれども、1,000万個を1つ2つと全部勘定するわけじゃないんだから、恐らくよく群集なんかを勘定するのと同じように、ある種の升決めて、その中に何個要るから、掛ける何倍というようなやり方でやるんだろうと思うんで、それは相当の概数になるでしょうから、そんなことはいいんですけれども、1,000と600じゃ余りにも違い過ぎるんですよ。それでどんなやり方やるんですか。

だから、春のときは、こんなふうにして2段階でこうやってやって、こういうふうにしてこうしますと、だけれども、今回は時期が違うので、それが何段階になっただけでこうやってこうやるんですっていう程度のことは教えてくれてもいいんじゃないんですか。

委員長、もうちょっと言わせてください。そういう具体的な話ができないのであれば、そんなことで時間かかるのであれば、本論ではありませんから、飛ばして次の質問に入りたいんですが……。

委員長

いいんですか。

1 番

同じ項目でまた違うこと、まだ聞きたいことあるんで、時間どんどんたっていきますからね。

委員長

それじゃ、次の質問に移ってください。

1 番

間引き間引き言うけれども、それが具体的に所長が答えられないということに対して、私は非常に不信感持っていますよ。もうちょっと具体的な現場の話、所長が

できなかつたらどうするんですか。

課長は、それはそういうところを全部統括しているんだからいいんだけども、所長というのは現場でしょう。それが今聞いていけば、全然具体的な話が出てこない。そして、もうちょっと具体的に聞かせてくれと言ったら、びしゃっととまってしまう。そんなものにつき合っていたら時間ありませんから、答えられないものとして先行きますよ。

それでお聞きしたいんですけども、このカキ種苗センターの生産体制、人的配置、これ果たして今そうやって何か11月に出荷しますというようなことで、もう言っているし、1,000万個だ、600万個だ、450万個だという話はちょっとこっちは置いて、それは何回も新聞にも出ているし、もうそれは我々もそういうものだと受けているんだけど、ちょっと振り返ってみると、できるのかなという気がするんですよ。

というのは、カキ種苗センターのこういう計画がここまで進展する中核になっていた方がいるわけですね。その人はやめてしまったんですよ、厚岸町。そして、いわゆるその他大勢の一人がやめたらわかるんですけども、このカキ種苗センターのシステムをこしらえる、いわば中核になって、この基礎になる研究は、何かオーストラリアの方から持ってきたとかいろいろな話は聞いていますが、漁港の筑紫恋の奥のところにあった、私もそのとき行ってみました。

そこに水槽を置いて、こつこつと研究してきた、それにヤンマーという会社が共同で入って今日の8億だか9億だか忘れたけれども、大きなものをつくったんです。それをつくったとって、実はヤンマーという会社のホームページも見ましたが、そこでは自分たちがこしらえた、厚岸町に納入しましたって書いているんですよ。これは会社の宣伝だからいいんだろうけれども、私が少なくとも見聞きしているのは、そんなものじゃありませんよね。

確かに、原初形態になるものは持ってきました。しかし、その中身については、厚岸で中心になっていた当時のセンターの中心の人物が向こうの研究者と一緒に練り上げてきたんですね。そして、今日のシステムというものが、いわば完成してきている。その人は今いないんですよ。

その体制を今、だから非常に人的に私は危機感持っているんだけど、どのようにして補って、今この450万個ですか、それをつくっていくのか、その人的な補

強というか、配置というか、それはどういうふうになっているのか、それ我々にわかるように説明してほしいんですわ。いかがでしょう。

委員 長

町長。

町 長

人事に関する、組織に関する大事な問題でありますので、私からお答えいたします。室崎委員の心配のことも、私も思っていたからであります。

実は、固有名詞出して悪いですけども、加藤係長、今言いましたとおり平成11年稼働してから本当に彼の実績、また評価、私も高く持っておるわけであります。そういう人がやめるという段階の中で、もう私はやはり今日までの彼のやった仕事を見るにつけ、またこれからの種苗センターの果たす役割を考えた場合に、やめてもらったら困るという気持ちもありました。慰留をいたしたわけであります。

しかし、当時の加藤係長は、もう10年たったと。私は10年を一つの節目として人生を歩んできた。それについても、町長が心配するようなことは一切ございません。立派に後継者が育成されていますということでもありました。また、内部においても、そういう心配するようなことがあったら困るということで、私自体もいろいろ意見も、助役も聞きました。

しかしながら、加藤係長が申し上げたとおり、おかげさまでその体制はとれているという私は安心感を持ったわけであります。その事態の今日であります。もう大変な事態を迎えたわけであります。また、加藤係長からは、内地に行きますけれども、何かあったときに連絡を下さいと、私の今日までの経験をさらに厚岸町のために生かしてまいりたいという、ありがたいお言葉も賜っておるわけであります。

そういうわけで、私としては今日はそれなりの体制がとれているものであるということを感じておりますし、私もそう認識をいたしておるわけであります。どうか、室崎委員も心配をすることはもちろんでありますけれども、人事権を持つ私としても同様であります。

しかしながら、彼のお言葉、そしてまた今日の所長を中心とする体制が何とかこの苦難を乗り越えることができるんでないだろうかというふうに感じておるわけでございますので、私も人事権を持つ町長として、そういうことが心配されるようなことがないように、今後とも注視をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

委員 長

1 番。

1 番 町長のおっしゃることよくわかります。私と同様の部分で考えてなさっているのもよくわかります。それで具体的にお聞きしますけれども、その前係長がいなくなつて、どういう方をかわりに補強したんですか。

まず、こういう場合に人工という言葉使っているのかよくわからないんですが、やはり労働力としても、現場でもって見ているという、彼にしてもほかの人たちにしても、もう非常に厳しい仕事を、単に上に立っているから書類だけいじっているというもんじゃないですよ。やっていますよね。そのところはどのような補強をしているんですか。

委員長 町長。

町長 私からその点もお答えをさせていただきます。

加藤係長の後は、今、後ろに座っておりますが、武山さんにその職責をお願いを申し上げたわけでありまして。さらにはまた、広島大学から来ておりました中神君、彼もそれなりの経験を積んだ大学の経験もあり、また種苗センターでの経験も踏まえた方でありまして。当時はアルバイトで採用したわけですが、本採用をしながら、その体制の確立に踏み出したわけでありまして、もう加藤前係長からも、その体制であるならばという中で、武山さんに係長をお願いを申し上げたということでありまして、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長 1 番。

1 番 人事のことですし、余りくどくはやりませんが、そうすると人数は変わっていないわけですね。ただ繰り上がりをしただけなんです。それから、それでもって、そのかわる穴埋めができたかどうかというのは大変疑問です。それから、こういう言葉を使っているのかどうかかわからないけれども、5人いたところが4人になって、それで同じ仕事をせえと言ったら、1人にかかる負担はぐんと大きくなりますよね、同じ能力であったとしてもですよ。

ましてや彼は中心になっていろいろなものをつくってきた人ですから、果たしてそのような形でもって行くのかどうか、それから十分な引き継ぎがちゃんとできているのかどうか。こういう点については、やはり具体的な検証をしながら、これは町長が今おっしゃる、いわば願いを込めたその話どおりになっているのかどうか、この点については、やはり水産課のトップに立っている課長や、あるいはその施設の所長が相当に力を入れて、いわばカバーしてやらなければならないものだと思う

んですよ。どうもそのあたりが、先ほど来それでいろいろ具体的なことを聞くと、何にも出てこない。大変私はそういう意味でも危惧感を持っています。これははっきり申し上げておく。

その意味で、町長が今おっしゃっていただいたので、これでやめますけれども、そういう人的な対応、そして後顧の憂いのないようにするという、そのトップに立つ町長の思い、それがきちんと末端まで伝わるようによろしくお願いしたいと。そうでないと、私なんかはいいんですよ。だけれども、生産者、それが非常に不安に思いますから、そういう不安感や不信感を与えるようなやり方だけはしないでいただきたいということを切に要望しておきますが、いかがでしょう。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきます。

平成11年に種苗センターが稼働をいたしましてから、おかげさまで厚岸のカキ、ブランドになりました。宮城産もあります。また、独自の厚岸生まれ厚岸育ちのシングルもあります。今日、全国的にも厚岸町のカキが有名になった、高い評価を受けたということは、シングルシードについても要因が私はあると喜んでおるわけがあります。

そういう中での今、生産者に対する不安を与えてはいけないと、これは当然のこととであります。先ほど中川委員からも質問ありましたとおり、せっかく町が一生懸命やっているのに、漁業の関係者等を含めたシングルシードカキに対する協力の問題ありましたが、私は漁業協同組合と歩調を図りながら、このシングルシードをさらに厚岸のブランドとして育てていきたいということで、今熱心にそれぞれ漁組と連携をとりながら取り組んでおるわけとあります。

そういう出来事の中でのこととありますので、私としては今回の事故が、災害がシングルシード離れ、生産者がしないようにさらに技術の開発、そしてまた販売ルート等を確立していかなければならないと、そういうふうを考えておりますので、どうかご指摘のありましたとおり、この厚岸生まれの厚岸育ちのシングルシードカキについては、生産者が更にふえ、そしてまたさらに高い評価を得られるように頑張ってもらいたいと、かように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

1 番

はい、いいです。

委員長 他にございませんか。

9 番 9 番。 町長の行政報告の中でもあったわけですが、ちょっと確認しておきたいと思いま
す。

今回のこのカキ、39万 8,200個売ったわけですね、間違いありませんか。今回、
変死したカキ……

(発言する者あり)

9 番 350万売ったの。
それはいいですけれども、39万 8,200個売ったのか、 398万 2,000個売ったのか、
売ったとして、この資料出してよこした2.72掛けたら何ぼになるのか、ちょっと計
算してみてください。

それから、行政報告の中では、大体町の計画としては25%値引きするというよう
なあれですから、値引きした場合、金額どのくらいになるのか、これはちょっとこ
のことをひとつ計算してみてください、さっきから計算しているんだけどもさっ
ぱり、数のはっきりわからなかったものですから、それちょっと計算してくださ
い。

委員長 休憩します。 休憩時刻 20時38分

委員長 再開します。 再開時刻 20時38分
水産課長。

水産課長 398万 2,000個を販売をいたしまして 750万円の収入があります。これで25%の
減額ということになりますと 562万 5,000円となりまして、差し引きますと 187万
5,000 円の減額ということになります。

委員長 9 番。

9 番 398万 2,000個で2円72銭、この計算どおりですね。2円72銭で売ったら何ぼに
なるんですか。1,083万 1,000……、どうなるのか、ちょっと計算してみてください
い、2円72銭で売った場合。

委員長 水産課長。

水産課長 これは 1,083万 1,040円でございますけれども、35%を差し引くことになってご
ざいますので……

(「ええ、35%」の声あり)

水産課長 販売促進期間並びに技術確立期間ということで、35%軽減させていただいて販売してございますので、750万円になるということになります。

(「750万円です」の声あり)

委員長 9番。

9番 今回のこの種苗を売る金額は、当初予算で735万2,000円見ていたわけですね。そしてこの今言われたその計算からいって何ぼ、700何ぼと言ったな。750万何ぼになる、いつこれ予算化するんですか、減額しなければいけないでしょう、減額。

委員長 水産課長。

水産課長 この減額の率でございますけれども、現在25%引きというのは、町原案でございまして、漁協と現在まだ協議中でございますので……

9番 だから、あなた方が思っていることは、考えていることをして言ったわけだから、あなた方が考えていることを実現したら何ぼになるかということ、それを聞いたわけさ。単価もまだ決まっていないということはちゃんと聞いていますからね。あなた方が引こうと思っている25%引いたら、何ぼになるんだということを私は聞いたんですよ。その金額は何ぼになるの。

委員長 水産課長。

水産課長 187万5,000円が、減額となります。

(「減額になるの」の声あり)

委員長 9番。

9番 この予算化はいつやるんですか。まず、既に売る価格の場合に735万2,000円をもう見ているわけですから、これを減額しなければいけないわけですね。それはいつやるんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 12月定例町議会を予定しております。

9番 12月。わかりました。それを聞いておきたかったんですよ。必ずこれ減額になるということわかったものですからね。

委員長 いいですか。

9番 はい、いいです。

委員長 進めてまいります。

6目水産施設費。

(なし)

委員長

なければ、さらに進みます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

1番。

1番

目がないので、ちょっと商工総務費でお聞きしますが、多少広がる話なので勘弁していただきたいんですが、簡単にやりますから。

今年7月13日に、消費者被害を防ぐための情報連絡会厚岸町消費者被害防止情報連絡会議というのが発足いたしました。これは、たしか12月の議会でそういう論議が出まして、そういうものをつくりますというお話があった、それが7月に立ち上がったと、こういうことですよね。非常にですから、いろいろな多方面の問題を全部きちんと調べて、十分なる十全な準備をして、満を持して7カ月後にこしらえたと思うんですよ。それで、でき上がって今日までこの連絡会はどのような活動をし、どのような成果を上げてきたか、それから今後は、どのようなことを行っていくのか、お聞かせをいただきたいんです。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

ただいまの厚岸町消費者被害防止情報連絡会議の関係でございますけれども、この関係につきましては、今、委員おっしゃったように、昨年12月の定例会におきまして、室崎委員からオレオレ詐欺を初めとした悪質商法等につきましては、特に高齢者がねらわれやすい、また被害が多いということがございまして、消費者協会、また警察関係、あと行政、福祉関係、あと排水の工事とか業者とかの水道の業者の関係等をメンバーとしまして、連絡協議会的な組織を設けたらというご提言がございまして、この提言に基づきまして町としましても、依然としてオレオレ詐欺、また架空請求等が新聞に連日のように出ておりまして、そういったことがありまして、消費者協会、警察等の関係機関、行政関係者、また社会福祉協議会の関係者、関係団体、また学識経験者の方々のご理解をいただきまして、7月13日に立ち上げたところでございます。

それで、確かに12月から7月まで約8カ月ぐらいたったんですけれども、それは消費者協会の方々とかいろいろちょっとそういった部分で詰めておりまして、大変立ち上げが遅くなったことをまずもっておわびを申し上げたいと思います。

今までの取り組みの関係でございますけれども、この取り組みとしましては、従来から行っている広報紙に暮らしの知識というその欄がございます、そこには消費者被害のトラブルの関係、また防止の関係等々を書いておまして、町民等への啓蒙活動の実施を行っております、また4月13日の会議の中で、社会福祉協議会のヘルパーさんたちを活用した取り組みをという提案がございました。

それにつきまして、今月初めからだったんですけれども、社会福祉協議会さんとも連携しまして、警察署では高齢者の方々にもわかる大き目のチラシ、小さいチラシでありますが高齢者の方が見えないということで、活字を大きくした部分のチラシをつくりまして悪質商法、またオレオレ詐欺の被害防止等を書いたチラシをつくりまして、ヘルパーさんが130戸の高齢者の方のご家庭に訪問の際お渡ししまして、そのチラシの内容をお話ししまして、ある程度被害防止、またその後、ふだんの訪問の際もこの旨を話しまして、被害の未然防止に努めております。

あと今後の関係でございますけれども、今後の取り組みとしましては、いずれにしても、相変わらず連日のようにオレオレ詐欺、また身に覚えのない架空請求の関係等々新聞報道されております。

したがいまして、この会議の中でも出ていましたけれども、今年の6月にオレオレ詐欺の被害に80歳の老人の方が33万5,000円の被害に遭っておりまして、また7月には架空請求で330万円の被害に警察署から町内の方が遭ったということを警察から聞いております。

このように高齢者の方が被害に遭っていますことから、4月13日に設置しました厚岸町消費者被害防止連絡会議のいわゆる構成員の方々と連携を密にしまして、特に高齢者、町民の方に対しまして消費者被害の情報の提供、または啓蒙活動を推進しまして、被害及びトラブルを未然に防いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長

1 番。

1 番

時間も遅くなってきていますし、ちょっと目を広げていただいたから余り長くやる気はないんですけども、今の話聞いていると、具体的に何やったか、これから何やるか何も見えてこないんですね。それでここでもって新聞記事によると、会長さんは「いろいろこういう意見出た、そして大事なのは関係機関の横の連携が大事なんだと、連携を密に行って地域の意識を高める対策を講じていきたい」って、非常

に正鵠を得た話をしているんですよ。

そういうことをこの2カ月間はどういうことをやったんですか。あなたのを聞いていたら、広報紙に書いたとか、それからチラシ配ったとか、チラシは確かに社協のヘルパーを利用してやったとか言っているんだけど、これは別にこの連絡会がやることではないですよ。だから、連絡会議つくってどんなことをやっているのかと聞いているんです。その連絡会議に、この後どういう機能を持たせて、どういうことをやるのかって聞いているんですよ。

あなたの話を聞いたら、いわゆるいろいろなオレオレ詐欺を初めとしたいろいろなものの説明だとか、それから、そんなことでもってあそこがこんなことやった、あんなことやったという話はしているけれども、この会議を立ち上げて何をするのか。あるいは、非常に時間かかったわけでしょう、立ち上げるまで。それはいろいろな問題点、最後には3,000円の補正までやったんだから。そして、ありとあらゆる問題点をつぶして立ち上げたわけでしょう。でき上がったら、一気に動き出すはずだと思っていたんですけども、見えてこない、それでお聞きしているんです。もう一度お答えをいただきたい。

委員長
商工観光
課長

商工観光課長。

この会の今後の取り組みの活動の関係でございますけれども、この中でもお話ししたんですけども、メンバーに金融機関——銀行、また郵便局等さんが入っております。そういった金融機関、その会とまた警察とか、そういった部分で連絡とりまして、例えばオレオレ詐欺の関係とかで被害に遭いそうな場合、そういった部分を未然に連携機関と金融機関と町と警察とか連携を図り、その未然の防止を図っていったり、あと悪質商法につきましては、いわゆる点検商法と称して下水や排水管の清掃の訪問営業に町内各地に去年あたりから来ておりますので、そういった部分を役場と業者さん、また水道業者さんとか排水の業者さんとも連携を図りまして、点検商法等の被害に遭わないように、そういった部分で協力していきたいと考えております。

委員長
1 番

1 番。

あなたの話聞いていけば、私の質問した内容を繰り返しているだけです。どうするということがないんじゃないんですか。

あなたの立場では、恐らくこの事務局だと思うんですよ。あるいは事務局の立場

だと思っんですよ。そしたら、そこでこの協議会なるものを、要するに立ち上げたのはあなたという言い方は失礼かもしれないが、そうなんでしょう、実際にはね。そしてつくった。それで、しかもその会長はインタビューに答えて、関係機関の横の緊密な連絡が必要なんだと、一番のポイントをやはり当日でしょう、恐らく新聞記者に聞かれたからしゃべっているんでしょう。そしたら、もう大体問題点全部出ているんですよ。その緊密な連絡をどういうシステムでやっていくのか、そういうことがあなたの仕事じゃないですか。

警察ではいろいろな情報を持っていますよ。このわずか2カ月の間にもいろいろなものが出ていますよ。何か聞くとところによると 300万円だか 400万円、言えば典型的なオレオレ詐欺に遭って、あわやというところで金融機関の窓口が機転をきかせてとめたというようなことも、都会の話じゃなくて厚岸の中で起きているそうですよ。そんな話も、私耳にしています。この会員の中に、それ通じてばっと伝わっていますか。何のためにつくったんですか、情報伝達がまず一番大事でしょう。そういうことで、あなたは何をやっているんですかと聞いているんです。そして、これから何をやっていくんですかと聞いているんです。

今の話では、まあ議会で言われたからつくったという以外のところ、具体的な話の一つもありませんでしたよ。それじゃだめですよ、せっかくあれだけ苦勞してつくったんだもの、ちゃんと動かさなきゃ。わかります、言っていること、もう一度お答えください。

委員長
商工観光
課長

商工観光課長。

大変言葉足らずで申しわけありません。

4月13日に立ち上げて以来、そういった特に会の動きといった部分は確かにございません。ただ、会の中で出た部分を例えばヘルパーさんとかの周知、そういった部分しかまだ実際はやっていないというのが、現実でございます。

したがいまして、今後は通常今までは確かに広報紙とか、あと防災無線の活用で町民への啓蒙等しかやっていませんけれども、今後は、これから早急にこの会をいかに実のある会とするように会員の方に、例えば厚岸の今の被害の実態等々の情報を出しまして、実りある情報連絡会議といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

1 番

はい、いいです。

委員長

いいですか。

他にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、進みます。

3目食文化振興費、4目観光振興費、5目観光施設費。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、2目道路新設改良費、3項河川費、1目河川総務費。

8番。

8番

時間も迫ってまいりました。それでいろいろと聞こうと思ったんですけども、まず逆に、今日はこの資料をいただきまして、今回の工事費200万円が減額になりまして土地購入、そしてまた支障物件等にかわっております。

今回、短く言えば、逆にこういうふうになった状況、そして今後どういう展開になるのか、そちらからまずお聞きしたいと思います。

委員長

建設課長。

建設課長

現在、普通河川奔渡川については、実施設計を発注して、今ボーリング調査、さらには地勢調査という形を進めてございます。そういう中において、やはり地質調査のボーリング結果からいっても、やはり地耐力の問題から自立じゃ無理だなと、それからしかい矢板をとった構造にしなければならないのかなということも含めて、まだいろいろな形で今検討している最中です。さらには、河川の今の流域——現状流域で流量計算からいくと、その格好でいいのかどうなのかということも含めて今現在、計算とかいろいろされています。

そういう意味にとって、今の現状の河川のまま河川敷地に民地が入り込んだりなんかしてきています。そういう状況を考えたときに、当然河川として、今の段階の考え方として、その河川敷地を確保した上で整備しなければいけないという形が出てきたものですから、まずは工事費を3カ年で今整備予定していますから、まずは用地処理をきちっとしていかなければならないという形の中で、今回は工事費を落として用地、さらには新しく河川敷地として購入しようと、そういうふうに支障物件があるので支障物件の補償等を一応、今概算段階ですけれども、予算要求していると。

そして、今回その実施設計の調査結果に基づいて地先の方々はもとより、地域の

方々、漁組も交えた中でのご相談申し上げて、やはりあそこには、しけのときに船が入る、通常でも船入るから、それらの利用に合わせた護岸対策、当然水を流量するための幅、それから護岸の高さとか、そういうもろもろのことを地域の方々、漁業者の方々と協議しながら最終断面が決まるという形になっております。

とりあえず、今回については、現状の河川敷地だけでは整備が不可能なんで、必要だろうという形の中で用地を考えられますので、それらを一応河川敷地として用地を買収させて支障物件を動かすことが必要ですから、この部分の予算措置をここでさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長

8番。

8番

そうすると、これは町の財産になるわけですが、今回の段階では、まだその河川用地というか、河川沿いに作業的な車の出入りはするだろうけれども、将来的な道路用地という意味合いではないというふうにとっていいんですかね。それとも、将来を含めて道路用地として、それも利活用になり得るというふうに考えていいんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

最終的な断面というのは、まだ決まってございませんけれども、基本的には、施設の河川敷地の河川護岸を守るための管理道路、約3メートルぐらいだと思いますけれども、両そでに一応考えて今います。ただ、現実的に今の河川敷地、奥側に行くと、ほとんど民地とぎりぎりになっています。そういう状況も踏まえて、どこに河川の位置になるかによって幅も若干変わってくると思いますけれども、基本的には利用のことからいって、護岸を守るための管理用道路は考えていきたいというふうに考えております。

8番

いいです、そうしたら……。

委員長

進めてまいります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。

5番、中川委員。

5番

先ほどの質問に際に、勉強不足で委員長に大変ご配慮いただきまして、その質問させていただくわけでございますけれども、私ももうこのまちづくりかなと思いついて、今の予算書に丸をつけていたわけですがけれども、何か違うところしかつたんで見たら、書かれただけなんですよね。企画調整係と都市計画係だけが間違っ

答弁は課長からもらうはずだったんですけれども、やはり役所仕事というのか、本当に不親切なちょっとあれなんですけれども、自分で間違っていてこんなことを言うのはどうかと思いますけれども、私もそれなりにまた今後やっていきます。

それで、先ほども質問をいたしましたけれども、厚岸町花のあるまちづくり推進委員会の総会があったそうですけれども、その際に、役員の改選があったそうですね。だから、これについてひとつお願いをいたします。

委員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

花のあるまちづくり推進委員会の事務局を担っている立場でお答え申し上げますが、平成16年今年5月13日に16年度の定期総会が行われまして、16年度の事業計画、さらには収支予算、そして役員の改選を行っております。

委員 長

5 番。

5 番

その役員の改選についてお知らせください。

委員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

役員の改選を行っておりますっていうことは申し上げました。それで今年につきましましては、花のあるまちづくり推進会というのは、団体の加盟と個人加盟と2つの加盟形態があります。それで、団体加盟の皆様につきましましては、いわゆる役職が既にもう変更になっていてということもありまして、この花のあるまちづくり推進委員会の団体選出の個人名についても大幅な人の交代が避けられないという状況でありましたので、それを踏まえて総会の中で、その説明を行って役員改選を行ったところであります。

結果といたしましては、会長さん以下副会長のほとんどがかわるという結果で改選が行われております。

委員 長

5 番。

5 番

その改選の私聞いているのは、以前の会長さんは一生懸命やられていましたですね、我々議員の大先輩の中尾厚次さんが、皆さんも町等々で一生懸命作業されている姿を目にしたかと思えますけれども、この中尾さんが、今あなたが言われるようにいろいろなあれでかわるのはいいんですけれども、その会長の中尾さんにあなたやめてくださいとかなんとかということ、今こういうことでかわりますから、あんたひとつ今まで早く言えばご苦労さまでしたというふうなあれがあったんでしょうか。まず、その点。

委員長

まちづくり
推進課長

まちづくり推進課長。

その件につきましては、総会前にご本人と会いました。その際に、今年の役員改選についてのどのようにならなうかという、つまり役員改選の具体的な方法について会長さんと相談をしております。私としては、大幅な改選は避けられないという状態にありますので、役員選考委員会を設置して決めたらどうかという相談をいたしました。

さらに、その際、中尾会長さんについても、これは前年度の役員会でのひとり言かもしれませんが、自分もう10年務めたということをおっしゃっておられまして、その後は申しませんけれども、そういったニュアンスがありましたので、今年もう10年が経過して、10年一区切りという言葉がありますが、会長さんについては、この会長職についてどうなうかという相談をいたしました。

その相談の際にその会長さんは、いろいろ役をやっているけれども、ほかの役職はほとんど辞任してきたと。だけれども、これだけはやはり続けようと思っっているというお話がありました。しかし、役員選考委員会が開かれて、そこで決まったことについては尊重しなければならない、はっきりこう言っただけではありませんが、そういうニュアンスで私は受けとめておりました。

それで、総会の中で、役員選考の方法について諮られました。役員選考委員会を設置して、そこで選んではどうかという提起を事務局から求められましたので、いたしました。

ところが、出席者から役員選考委員会ではなくて、事務局の腹案を出せという発言がありました。会長さんも議長ですから、会長さんが私のその腹案について出せという意見に対してどう指示したかということは、私もちよっとはっきり記憶はないんですけども、私は議長さんが事務局にと言われましたので、私の発言を許されたというふうにおもって立って、役員選考委員会で相談しようと思っっていた。その体制について、これは役員選考委員会にはならなかつたんですが、その総会の席で提案をいたしました。

そのことについて、提案をした後、議長を務めていた中尾前会長さんが、それは議事録をとっているわけではありませんから、認められないというような趣旨の発言をしたかと、それを受けて総会出席者から、いや議事の進行について、手続について何の問題もないという発言がありました。それを受けてほかの方々もそれに賛

同するというような感じになりましたので、それはそれで決まったというふうに一応我々受けとめました。

決まったことをふまえて、当日役員に選ばれた方々で、欠席をされていた方もおりましたので、翌日我々出向いて具体的に引き受けていただけるかどうかについての確認をとって、それで役員体制が固まったというふうを考えておりました。

委員長

5番。

5番

そうだと思うんですけども、今課長が言われたとおりの総会の運営だと思うんですけども、何せ本人が私にもう知らない間に、おれは首になったと、そんなばかなはずないなと思ったんですよ。

それが、今、課長のお話聞きますと、いろいろと議論されて、しかもかわったというんですけども、物すごくしたから、あれだけ私も全部中尾前会長のことを信頼しているわけではなかったんですけども、課長に聞けばわかるなと思ひまして、時間も遅くなりましたけれども、質問させていただきましたが、本当に私からも中尾さんに会ったら言いますけれども、それが順序でそう決まったんだろうと思ひます。いろいろと質問をしまして、申しわけございませんでした。すみませんでした。

委員長

答弁はいいですか。

5番

はい、いいです。

委員長

それでは、進めてまいります。

5項公園費、2目公園事業費。

16番。

16番

まちづくり推進課の中で、土地購入、公有財産購入費についてお聞きしたいと思ひます。

719.24平米を坪数で割ると、約217.3坪ぐらいかなと思うんですが、これを1,532万4,000円で割ると、坪単価が約7万520円という形になるんですが、この坪単価というのは、多少の計算が間違っただとしても7万弱ということで、まずこの坪単価の部分で町としての評価価格が幾らなのか、それから契約の相手先、それからそれについての適正価格の判断というのは、だれがしたのかといった部分をちょっとお聞きしたいと思ひます。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

まず、この土地の固定資産税の評価額というふうを考えてよろしいですか。それ

は個人情報に関する部分ですので、この評価額については、私から申し上げるわけにはいきません。

それから、今この予算上にのせた土地の価格についてどういうふうな考え方で決められて、最終的にだれが決めたのかというご質問でありますけれども、この事業についてはご承知のとおり、防衛庁の調整交付金を導入するという事業になっております。

これを導入する事業でありますから、その土地の価格についても、明確な根拠を持たなければならないというふうに考えております。これを札幌防衛施設局との打ち合わせの中でも言われていることでありますけれども、鑑定評価、つまり土地の鑑定評価を基準にした交渉をやっていただきたいというふうに言われておりました。

したがいまして、我々としては、今購入しようとしている土地のすぐ隣接地に固定資産税の土地鑑定評価、標準宅地の調査地が加わります、すぐ隣接。その土地の鑑定評価額、これは専門家が、土地不動産鑑定事務所が鑑定したものでありますけれども、その鑑定した額を基本に交渉に臨もうと、事前の交渉もしておりますけれども、これからそういった形で交渉に臨もうというふうに考えているところでございます。

委員 長

16番。

16 番

不動産鑑定士というんだと思うんですけれども、これは地元ですか、それとも地方ですか。

委員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

この税務課の標準宅地の調査につきましては、釧路市の不動産鑑定事務所が行っております。

委員 長

16番。

16 番

この坪単価というのは、課長自身の考えで、じゃ適正な価格かどうかどう思っているのか。それから、個人の土地というよりも、じゃその辺の近辺の町の評価価格というのは幾らですか。

まちづくり
推進課長

ちょっと具体的に近辺というのは、どこを。

少々お待ちください。

委員 長

暫時休憩します。

休憩時刻 2 1 時 1 6 分

委員長

再開します。

再開時刻 2 1 時 2 3 分

税務課長。

税務課長

時間をとらせて申しわけございません。

ただいまの関係でございますけれども、これはあくまでも平成14年1月1日に不動産鑑定士による固定資産評価替え、平成15年度に向けてのそのときの依頼した不動産鑑定の価格でございます。松葉町3丁目、その大通りの路線価が平方メートル当たり1万6,100円でございます。これを0.7で割り返していただきますと2万3,000円で、取引価格となつてございまして、これに3.3平米を掛けますと、坪当たり7万5,900円ということになってございます。

しかし、また平成18年評価替えがあるわけございまして、今また本年度、不動産鑑定士に現在依頼中ございまして、その価格につきましては、まだ納期限になっていませんのでつかんでおりませんけれども、最近の新聞等でも出ておりますように、北海道の地価公示価格等も先般発表されておりますけれども、商業地が大体この下落率が4%程度というような状況になってございますので、そういったことも勘案の中の一つに入るかなと、このように考えます。

以上でございます。

委員長

16番。

16番

僕の感覚でいったら7万弱かなと思ったけれども、7万5,900円という数字が出たと。不動産鑑定士という人が、例えばAさん、Bさん、Cさん来てもらって用意ドンで始めたときに、全部同じ価格出すかといったらこれ絶対出さないです、その人の考え方ですから。

路線価格というのは、要するにその町の形態状況、買い物状況、そこに住んだときに学校までの距離だとか、買い物までの距離、病院の距離、役所の距離、全部はかってそれをトータルした中で鑑定士がはかるわけですから、それはマニュアルはある程度ありますよ。だけれども、それは自分の考えの中の部分でしか出てこないんですよ。

僕は何を言いたいのかといったら、要するに不動産鑑定士で平成何年だかつていうちょっと聞き漏らしたんですけれども、またかわって、またその鑑定士にもしやるとしたら、別な鑑定士に今度やってもらってくださいよ。同じ鑑定士にずっとやると考え方も同じになっちゃうので、これはまずいですよ。だから、違う人にやは

りやってもらって、それぞれの意見聞いた中でトータルの平均をとると、絶対間違いない数字が出てくると、これはどこへ行っても同じです。

それと、町の中で土地の価格を決めて、確かにそれが不動産鑑定士が決めたから、それは絶対間違いないんだということはある得ない。なぜかといったら、厚岸町は厚岸町、浜中は浜中、それぞれの考え方、土地の下落、人口の過密、厳密というのがある中で、去年までは例えば10万円したけれども、その部分で例えば何かの形で急に値段が下がってしまうという部分もいろいろあると思います。

それで、土地の値段で町が決めたんだということになっちゃうと、それが適正価格という今度なっちゃうんですよね、町民の間では。ですから、それいろいろな売買するとき、その金額がベースになってしまう場合がある。そのベースになったときに、じゃ次に、隣の人が何かの形で土地の売買始まったときに、一番先に買った人の価格が適正価格になって、ベース価格になってしまうから、逆にその町民を困らせる部分もあるし、喜ばせる部分も逆にあります。だから、土地の価格というのは慎重を期して決めてほしいなと思います。

委員長
税務課長

税務課長。

ただいまいろいろとお話しありましたけれども、この固定資産税を課税するものとなるこの評価額を算出する面におきましては、不動産鑑定士に依頼してやっているのが、今日の状況でございます。

そんな中で、不動産鑑定士さんは免許をお持ちで、それぞれこの道に精通されておる方でございます。そんなことから、いろいろと意見を聴取したり、あるいは取引売買実例、そういったものをいろいろ参考にして、あるいはまたその土地の状況等をそれぞれ細かく勘案した中でのこういう数字が求められてきております。

そういった面で、この土地の取引に当たっては、参考にしてはいただけるかと思えますけれども、あくまでも個人の売り手と買い手ということもございますから、一定のベースにはなるかもしれませんが、土地の形態であるだとか、あるいは売り急ぎだとか、それからどうしても隣だから欲しいだとか、そういう点でそういう売買の面とこの固定資産税との基礎となる数字とは違ってくると、こういうふうに私は解釈しておりますので、その点を理解していただきたいなと思います。

委員長
まちづくり
推進課長

まちづくり推進課長。

私どもとしましては、一つは最初に申し上げましたけれども、この事業が国費が

入ってくる事業であるということです。その国費を入れるための条件として、土地の評価については、専門家の鑑定評価額がその基本にならなければならないというふうに言われております。

したがいまして、専門家の土地鑑定評価額を基本に土地の購入を行うという姿をとっているわけでありまして、これが、例えばそういった国費とか関係のない事業でありますと、それは交渉でありますから、それぞれの売買実例などを調査をしながら町独自に評価をするということも、今日までやってきたと思いますが、こういった事業につきましては、一定の基準、専門家が出した基準というものが求められているというところから、今この固定資産の標準宅地の鑑定評価額を基本に土地の交渉に当たろうというふうに考えているわけでございます。

16 番 税務課の課長に2つ聞いたんだけど、1個しか答えてもらっていない。1個は、同じ鑑定士じゃなくて別な鑑定士にやってもらったらどうなのかという部分。漏れと言ったときに人の話全然聞いてくれないから、こっちに行っちゃったけれども、税務課長が答えるべきじゃないか。

委員長 税務課長。

税務課長 申しわけございません。この鑑定士につきましては、厚岸にはおられませんから、釧路市に4人ほどおられるかと思っております。そんな中で、3年に1回の評価替えの都度、その前に不動産鑑定士を依頼するわけでございます。その中におきまして、釧路管内に精通しておられる鑑定士というのは、そういう人数の関係からなかなかそう見つからないという状況下は一つございます。そうしたら、道内の鑑定士さんどこでもいいかと申し上げますと、またなかなかそうもいかない面がございます。そういった中で、私どもはいろいろ状況を勘案させていただいた中で、いつもずっと同じだということでは来ていない現状もございます。

そういった中で、この時期になりますと、管内取り合いになるような状況下にもあります。そういった中で、私どもも指名の段階におきましては、いろいろと検討するわけでございますけれども、続けてお願いするという場合も出てきていますし、出てくるというのが実情でございます。

16 番 いいです。

委員長 いいですか。

8番。

8 番

先ほど歳入の中でいろいろ議論していきまして浮かび上がってきておりますけれども、利用方法として、それで私が見る限りでは、あればいいものというねだり方されているのかなという感じがしてならないんですが、あそこ当面はテント市場というか、そういったものでも利用したいと。いわゆる商売をしてもいいよということになるんだらうと、テント市とか、そういうことをしたいということですから、そうすると、一般の土地であれば、一個人であれば固定資産税等が入ってくるわけですが、そういったテント市という商売をさせるということになれば、だれしもがやらせていただけるのかなと、そういうイメージで伺っていいのかなと。

それからもう一つは、今そういう公共の施設を法が変わって、今度は団体というか組織というか、そういったところにも委託管理をすることができるということのようですが、今一時本町がああいう状況の中で、再生するために急に浮き上がった話のいろいろと左右回り回って、一時的なあの場所だけということになったわけですが、これがまたちょっと時代が変わるというか、その商店街の経営者等が代がかわってくると、またどういふふうになるのかなと。将来的なその使い道の考え方まで考えて臨んでいるのか、まずその2点についてちょっとお伺いしておきたいと思えます。

委員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

まず、1点目のテント市、こういったイベントにだれでも参加できるのかというお尋ねだったかと思えます。テント市を主催しているのは、今、湖南地区まちづくり推進協議会という名称になりましたけれども、そういった団体でございます。

そこが賛同者を募ってやっているというのが現状でございますので、そことお話し合いがつけばどなたでも参加できるでしょうし、あるいはまたほかのグループでやるということも、多目的広場でありますから、それは使用ができるものというふうにも考えてもらって差し支えないと思えます。

それから、将来的な使い方についてのお尋ねだったと思えますが、中心市街地活性化という大きなくりでいいますと、松葉町の商店街にはいろいろな役割というか機能を持たせようというふうを考えておきまして、公共が今行おうとしているのは、この多目的広場の整備と、さらには歩道の整備、それから午前中も話しありましたトイレ、駐車場、こういったものを当面ですね、行政としては整備をしていかなければならないだらうと。

一方で、民間に期待しているものもありまして、先ほど申し上げた空き店舗の活用でありますとか、あるいは中心市街地のまちづくりを運営する会社をつくってほしいとか、そういったさまざまな期待がございます。

そういった商店街活性化のために、中心市街地の活性化のために今考えているのは、4つの要素を考えておりまして、だれもが安全、安心、便利に地域で暮らせるまちづくり、それから子供から高齢者まで触れ合い、交流するまちづくり、海と湖南の歴史、風情を大切にしてお人を温かく迎えるまちづくり、それから湖南の元気を生かす協働のまちづくりということで、4つの考え方に基づいてそれぞれ個別のハード事業、あるいはソフト事業を組み立てているわけでありまして。

今回整備しようとする憩いの広場及びイベント広場といいますか、これはそのトータルとしてのほんの最初の事業ということでございますので、今度の利活用につきましては、先ほど申し上げたテント市、あるいは盆踊り等のイベントのほかにかような憩いの場、触れ合いの場ということの機能も当然必要でしょうし、さらにはその広場だけで全部の機能を持つのではなくて周辺の空き店舗活用とか、そういった形でこの目指す4つの機能が充足されればというふうに考えておりますので、これからもさまざまな使い方について意識的にここで何ができるかということについては、我々行政としても検討してまいりましたし、民間の方々にも、あるいは町民の方々にも、何ができるかということについては、いろいろ相談をしていきたいというふうに考えております。

委員長

8番。

8番

ということは、とりあえずそこに憩いの広場という名称でもって空き地を利用してというか空き地を購入して、そういった当面は本町の商店街の皆さんにそういう活用の方法を考えていただくと。今言ったように、町としてはまださらにそれじゃ4つの機能というか、4つのテーマの中の今入り口の部分というか、一つのハードの部分だけを備えてやって、あとは町民の皆さん全体で、あるいは地域の皆さん全体的でソフト的なことを含めてと。次のことを期待してと、呼び水として今回はその設備というか施設というか、ハードの部分だけを用意してあげたいということですね。

問題は、とりあえずその4つの機能というか、いつまでこのことの完成を目的とするのかと。今までの経緯の中でまちづくりを議論してきても、なかなか本町につ

いてはそのことが見出せないできて、だんだん縮小してこういう形になってきたわけですね。

道路の問題、あるいはいろいろなことをしても、本町の今の現状から見るとこの先は望めない。しかし、それでは本町の皆さんの町長に対する期待が小さくなっちゃって、何らこの任期の間にできるものはといたらこの程度なのかという話もありますけれども、いずれにしても、今4つのテーマの中、あるいは4つの事業の中のその一つの呼び水をつくってあげるということになるわけですが、ただそれが将来的に、これは厚岸町は未来永劫続くだろうと思うんだけど、その利活用としてこのお金というか、国のお金があるから、一時しのぎにこうしてやるというか、時の首長の手腕というか、その当時のものによるけれども、私はやはり将来的な立場というか、今こういう財政の状況の中で、国の金が、それは持ってくるんだから大した町としては今、負担にならないと思うかもしれないけれども、私は将来的な利活用としては、もっと違うやり方があったのではないのかなと思うんですが、その辺は町長、いかがですか。

委員 長
町 長

町長。

今、お話しございましたとおり、松葉町の活性化事業、中心市街地活性化であります。ご承知のとおり、以前は中心市街地活性化法に乗った事業づくりと言っても過言でなかったのではなかろうかと思っております。

しかしながら、諸情勢大きく変わって、松葉町が範囲的には適用ならなくなったということで、しからばその財源捻出をどこに求めるかといえば、中心市街地都市計画の中では到底できるものじゃないという現実に差しかかったわけであり。しかしながら、松葉町通りの活性化は長年の念願の事業であります。その第一歩が今回の予算提案になっておるわけであり。

そういうところで、とりあえず憩いの公園、さらにはまた将来においては、トイレ整備、駐車場整備、また歩道の整備等々を考えながら町の活性化、特に地域商店街の方々とよく相談しながら、活性化のまちづくりをしていこうという考えに立っておるわけであり。大きくは諸情勢が変わったということであり。

そういう中で、現実に合ったまちづくり、すなわち松葉町の方々はもう待ち切れない。あの大きな広大な構想も大事なことでありますが、やはりできないものはもうしょうがないと、現実に合ったまちづくりをしていこうというお互いの協議の

中で見出したのが今回の提案になっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

8番。

8番

それでは、もう一つお聞きしていきたいと思います。

今回は、町側が松葉というか本町商店街の期待にこたえてと、松葉商店街の皆さんは、それでは自分たちはどう町のそういう今回とっている、あるいはこれからのソフトを含めて続けていこうということですが、自分たちは大きく声を上げて、じゃ私たちはこうしようというものを持っているのか、それをどう受けとめているのか、町側としては、そのことをお聞かせください。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

地元の方々とは1年以上にわたって、今も議論を続けておりますが、いろいろ議論をしてきました。どらかとというと、こちらの側から積極的にこれはどうか、あれはどうかという提案をしてきたという経過があります。しかしながら、現在の情勢等々をぶつけてみますと、地元の方もなかなか簡単に積極的に動くわけにはいかないという事情もわかるために、今回の広場についても、こちらの側のお金の問題もありますけれども、こういうような内容に落ちついたと。

一番地元の方々との協議で我々も納得したのは、去年からやり始めていますけれども、テント市というものを充実させてこれを厚岸の市場的な、そういった位置づけにできるぐらいのことができないだろうかという希望があります、地元の方々。我々もそれに賛同をして、それでは店頭市という、そういった定期的なイベント活動ができるような、それに対応できる広場にしようということで、いろいろな手法、意匠を考えてきたという状況でございます。

本来であれば、もっと人を集めるために魅力のある施設をそこに置くなどということも前半では随分議論をされました。例えば、足湯などというのはどうだろうか、例えばですよ、それから、今各地でやられようとしております屋台村というようなものがそこでできないだろうか、いろいろな議論をしてまいりましたけれども、それは今の状況では残念ながらできないということでありました。

さらには、空き店舗の活用についても、こちら側からは具体的な物件を提示して、ここでチャレンジショップ、あるいは高齢者のたまり場というふうなことはできないだろうかという相談を持ちかけました。これについてもその経済的なリスクをだ

れが負うのかという、そういう体制といいますか、そういったまちづくりを受ける体制がまだでき上がっていないということから、今の段階では見合わせるということになったわけでありまして、地元の方々もいろいろなことをやろうとしておりますが、まず手始めにと言っているのが、そのテント市の充実ということでありましたので、今回の多目的広場もそれに十分活用できるような広場にしようということで、合意に達したというところでございます。

委員長

8番。

8番

最後に、こういう公有財産というか、それを地元の方々に開放するということですから、役場の立場というか公的な立場では、ある有力的なものが今テント市やっているメンバーに入っていないなくても、新たに私はこういう仕事をしたいとか、ここでこういうことに加わっていききたいとか、そういったものは重々いつでも門戸を広げるような形で、その辺のところをきちっと公の立場で監視というか、協力していくような体制をとっておいていただきたいというふうに思います。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

当然最終的な管理責任といいますか、運営責任はもちろん町の施設でありますから町にあるわけでありまして、これから管理運営形態どうなるかわかりませんが、もし民間の方に委託するというようなことになった場合には、十分連携をとりながらそういった公の施設の利用に反しないような、そういった監視は当然やっ
ていかなければならないというふうに考えております。

委員長

いいですか。

7番。

7番

歳入で先ほどお聞きしましたので、重複しないで1点だけちょっとお聞きします。
今、課長も8番、音喜多委員に対して答弁しておりましたが、地元の方々の活性化のためにテント市ということなり、また商店街でやっている先ほどの答弁でも盆踊りの広場というような活用にして使ってもらいたいということなんですが、例えば今年港祭り
と夏祭りですか、神社祭でもって地方から出店というんですか、五、六件来て、今これやろうとしている空き地でもって、そのときは個人私有地になっていますので、その人の了解を得てやったと思うんですけれども、そういう人が来た場合にも、そういう活用させるつもりなのか。

例えば、今これから秋になると、地方からトラックでもって野菜をどんと積んで

きて花火を鳴らして、湖南地区と湖北地区でもって個人の空き地を利用して販売していますけれども、もしそういう人方が来られまして、ぜひ広場を貸してくれと言った場合には開放するんですか、そういう考えあるんですか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

この広場は、中心市街地の活性化のための施設でございます。したがって、そういった中心市街地の活性化につながるという取り組み、催し物であれば、それは利用を拒否する理由はないというふうに思っております。

委員長

7番。

7番

今言った例を言って2つ挙げたんですけれども、これ活性化になると思いますか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

考え方がわかるかもしれませんが、私はそういう単なる物販といえますか、物販であっても、それが町民の皆さんに喜ばれることであれば、活性化につながるというふうに考えております。

7番

わかりました。

委員長

いいですか。

他にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、進めてまいります。

6項住宅費、2目住宅管理費。

ございませんか。

(なし)

委員長

9款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅費。

2項小学校費、1目学校運営費。

3項中学校費、1目学校運営費。

4項幼稚園費、1目幼稚園費。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目生涯学習推進費、4目文化財保護費、

6目情報館運営費。

6項保健体育費、2目社会体育費、3目温水プール費、4目学校給食費。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳出を終わります。
次に、1 ページにお戻りください。
第2表、地方債の補正。
4 ページでございます。
ございませんか。

(な し)

委員長 総体的にありませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 次に、議案第65号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算の補正、4 ページ、歳入から進めてまいります。
歳入、8 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金。
ございませんか。

(な し)

委員長 なければ進みます。
10 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、2 目退職被保険者等延滞金、3 目一般被保険者過料、4 目退職被保険者等過料。
ございませんか。

(な し)

委員長 進みます。
2 項雑入、3、一般被保険者返納金、4 目退職被保険者等返納金、3 目延滞金加

算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、2目退職被保険者等延滞金、3目一般被保険者加算金、4目退職被保険者等加算金、5目一般被保険者過料、6目退職被保険者等過料。

(なし)

委員長

以上で歳入を終わります。

次に、6ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

ございませんか。

(なし)

委員長

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

すみません。ちょっとお諮りいたしますけれども、款項目全部やりますか。

(「必要ないんじゃないかね」「款でいいんじゃないの」「目は要らない」の声あり)

委員長

いいですか、款で。

(「いいよ」の声あり)

委員長

それでは、これよりは款で進めてまいります。

委員長

次に、議案第66号 平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とい

たします。

第1条の歳入歳出予算の補正。

4ページ、歳入から進めてまいります。

1款分担金及び負担金。

ございませんか。

(なし)

委員長

2款使用料及び手数料。

5款繰入金。

(なし)

委員長

以上で歳入を終わります。

歳出に移らせていただきます。

6ページをお開き願います。

2款水道費。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第67号 平成16年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出の補正。

4ページの歳入から進めてまいります。

歳入、2款国庫支出金。

3款道支出金。

4款繰入金。

5款諸収入。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

6ページ、歳出。

1款総務費。

ございませんか。

(なし)

委員長

2款医療諸費。

3款諸支出金。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第68号 平成16年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出の補正。

4 ページの歳入から進めてまいります。

5 款財産収入。

ございませんか。

(なし)

委員長 7 款繰越金。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、6 ページ、歳出に入ります。

4 款介護給付費準備基金費。

ございませんか。

(なし)

委員長 6 款諸支出金。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

委員長 次に、議案第69号 平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題として審査を進めてまいります。

1 ページの第2条業務の予定量について。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 次に、第3条収益的収入及び支出、5 ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

なければ、収入を終わって支出に入ります。

収益的支出。

1 款水道事業費用。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

なければ、以上で第3条を終わります、第4条資本的収入及び支出、6ページをお開き願います。

1 款資本的収入。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

なければ、収入を終わって支出へ入ります。

資本的支出。

1 款資本的支出。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

なければ、2ページにお戻り願います。

第5条企業債。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

総体的にありませんか。

(「13番」の声あり)

委員長

総体的ですか。

(「総体的の中でちょっと下水道管のことで住民要望ありますので、許しをいただきまして……」の声あり)

委員長

13番。

13 番

ちょっとここでお聞きしておきますけれども、宮園町寺下横断歩道周辺住民から

の要望なんですがございますが、私のところに耳に入ったところが、16年1月13日、届け出者Bさんなんです、Bさんと言わせてください。

要件は、水道の管が家付近に設置されてから車による振動が強く、家壁に亀裂が入るとともに、揺れによる生活不安が絶えないので善処を願いたいと。役場には去年11月に現場に来ていただいたが、横断歩道のラインの突出による振動ではないかとの見解であり、春までもう少し様子を見ようとのことで済ませているが、どうも納得がいかない。Hさんのところにあった水道の導管をB宅付近に設置してから、特に大型車が通行時振動が激しくなったと。この件につき役場に問い合わせ、水道課に電話で問い合わせましたところ、お2人方が対応してくれましたが、同じ内容でありました。一応、春まで待つて対応したいとの見解でありました。横断歩道に関しては総務課の所管となるので、関係者と相談したいということでございました。

Bさんの要望でございますが、水道管を撤去、移動してもらいたいと、家の亀裂の補修、回収を願いたい、いま一度現地、現場を視察していただきたいという要望があつて、役場は今日までどのような対応をしてきたか、お知らせ願います。

委員長
水道課長

水道課長。

お答えいたします。

ただいまのご質問の件ですけれども、Bさんと言いました、実は平成12年に宮園地区におきまして、配水管の道路横断工事を行っております。これは移設工事なんですけれども、これ以降、住宅に振動があるという苦情が寄せられまして、それを受けて、これ完成したのはたしか12月だったと思ったんですけれども、ちょっと記憶で申しわけございませんが、翌13年5月に横断管のところの舗装を補修しております。

その後、Bさんからは特に苦情等来ておりませんでしたけれども、15年8月に同様の苦情がまた寄せられたということで、このときには、Bさん宅に町の担当者も伺いまして、Bさんを含めて現地で立会しまして、ちょうどBさん宅の前に横断歩道があるんですけれども、その停止線がちょっと悪さをしているんでないかということで、停止線を今度削ったり何なりするということになると、当然公安の厚岸警察署の方にも連絡したりしなければなりませんので、町の交通防犯の方と相談しながら、その処理を進めてきております。

それで、今質問者おっしゃられたように、たしか質問者15年11月の中旬だったと

思うんですけども、その後どうなっているんだということでご照会がありまして、そのときには、これも質問者、今おっしゃってございましたけれども、もう11月降雪期に入りますので、春になったら対応したいというお答えをさせていただいていたところでございます。それで、今年5月になってから、その後どうなっているんだということ再度照会を受けたところですけども、この際に、また私ども担当者がBさん宅へ伺って、このときはいわゆる体感、それぞれ体感ですから感じ方は皆さんそれぞれ違うんですけども、体感どの程度揺れるのかということで、Bさん宅にお邪魔させてもらって部屋に入って、その車の通ったときの振動を感じてきたということでございます。

この際に、住宅の外壁、これは木造モルタルの建物で、たしか20年以上経過しているというふうに聞いておりましたけれども、この亀裂も振動によるものなのかなということでBさん言っておられたんですけども、この際には今日まで釧路沖地震、東方沖地震、それからつい去年の十勝沖地震、こういう大きな地震も経験しておりますので、車の振動によるものなのか、その因果関係がよくわからないと、不明であるということで、とりあえずその際には、現状の状況を私どもは写真にして記録をしております。

その後、私ども内部協議を行いまして、どういうふうにしたら振動がなくなるのかということで、舗装の専門業者等もまじえまして、いろいろ内部で協議した結果、停止線を削って、そしてその部分をオーバーレイしてはどうかという結論に達しまして、これを厚岸警察署の方に出向きまして停止線を消すこと、それから仮復旧することについて承諾をいただいております。

それで、こういう作業をしますということで、6月の下旬にBさん宅に説明に上がらしまして、そしてその作業を7月7日に実施しまして、その際にBさんご主人は不在だったんですけども、奥様の方に作業が終わりましたということで、完了を報告してあります。

その後、まちづくり懇談会が役場で8月に開かれたんですけども、その際に、Bさんが見えられまして、振動については状況が変わっていないということございまして。それで、私どももう体感でどうこう言っているのはもうどうしようもないことなので、きちっと振動調査を実施しようということになりまして、その旨を8月の暮れになりますけれども、Bさんにお伝えして、そしてじゃ一体どの時間帯

がよく振動するのかと、いわゆるトラックが大型車両が通る際に振動するという
ことですので、そこらを本人と打ち合わせして、本人の希望を聞いて振動調査を実施
することにしました。

それで、実際には9月3日と9月9日に実施してございます。その結果が、くし
くもといえますか、今日私どもの手元にその結果が届いております。それで、大変
申しわけないんですけども、私どもまだこの中身、今日いただいたばかりなもん
ですから、中身よく読んでおりません。それで、これをよく読んで、近日中にBさ
んの方にこの結果をもって、誠意をもってまた協議にまいりたいというふうに考え
ておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長

13番。

13番

ただいま課長の方から対応の経過について、問題が起きてから現在までの振動調
査に至るまで説明をしていただきました。

一応その振動調査の結果が今日届いたということですね。その中身をよく読んで
みて、誠意をもって対応していきたいと、こういうことでございますね。

わかりました。一応先ほども申したとおり、前を通る道路に水道管が設置されて
から振動が強くて、安眠ができないばかりか、建物が揺れるたびに外壁がひび割れ
が続いている、何とかならないかと、役場及び関係機関と話し合いをしているんだ
が、進展性がないので、ぜひともこの件については進展あるように要望してくれ
ということで、一応依頼がありました。

じゃ、その件についてはそのように伝えておきます。わかりました。

委員長

よろしいですか。

13番

いいです。

委員長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

以上で付託された案件はすべて審査を終了いたしましたので、委員会を終了いたします。

閉会時刻 2 2 時 1 4 分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 6 年 9 月 2 4 日

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長

副委員長